

西東京市一般廃棄物処理基本計画

(最終素案)

平成28年10月



目 次

第1章 基本的事項	1
1 計画改定の趣旨	3
2 計画の位置付け	4
3 計画の対象範囲	5
4 計画の目標年度	5
5 計画の進行管理	6
第2章 市の概要	7
1 位置・地形	9
2 人口	9
3 産業別就業人口	11
4 土地利用	11
5 基本構想・基本計画	12
6 環境基本計画	12
第3章 ごみ処理基本計画	13
1 ごみを取り巻く社会情勢	15
(1) 関係法令の概要	15
(2) 関係法令の体系	16
(3) 国の方針、都の計画など	17
(4) 西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	17
(5) 国、都の達成目標	18
2 ごみ・資源の現状	20
(1) 家庭系ごみ・資源物の分別区分	20
(2) ごみ・資源物の排出量	22
(3) 収集・運搬の実績	26
(4) 中間処理の概要	28
(5) ごみ減量化・再生利用の状況	39
2 課題の整理	41

3	ごみ処理の基本方針	4 3
(1)	基本目標	4 3
(2)	基本方針	4 4
(3)	取り組みの体系	4 5
4	目標値	4 6
(1)	将来人口の設定	4 6
(2)	ごみ・資源量の推計手順（現状維持）	4 6
(3)	ごみ・資源量の推計（現状維持）	4 7
(4)	基本目標達成のための役割	5 0
(5)	達成目標の設定	5 1
(6)	目標値に向けて	5 2
5	ごみ処理基本計画	5 5
(1)	発生抑制・資源化計画	5 5
(2)	収集・運搬計画	6 1
(3)	中間処理計画	6 3
(4)	最終処分計画	6 4
(5)	その他の事項	6 5
第4章	生活排水処理基本計画	6 7
1	生活排水処理の体系	6 9
2	生活排水の適正処理計画	7 0
(1)	基本方針	7 0
(2)	計画目標	7 0
(3)	生活排水の現状	7 0
(4)	収集・運搬計画	7 2
(5)	中間処理計画	7 2
資 料 編		7 3
1	トレンド推計	7 5

2	西東京市廃棄物減量等推進審議会	77
3	用語集	78

第 1 章 基本的事項

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の対象範囲
- 4 計画の目標年度
- 5 計画の進行管理

1 計画改定の趣旨

本市では、「西東京市第2次基本構想・基本計画」を平成26年度に策定し、「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を基本理念としています。また、同年度には「西東京市第2次環境基本計画」を策定し、「良好な環境を将来の世代に引き継ぐ」ために環境保全の取り組みを進めています。

廃棄物の処理に関しては、平成19年3月に「西東京市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」といいます。）を策定、平成24年3月に改定し、これを指針としてごみの発生抑制、資源化、適正処理を推進してきました。

改定から5年が経過し、この間に国では、平成25年に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。計画では、循環型社会形成に向けた取り組みは着実に進展しているとした上で、今後は質にも着目した循環型社会を実現していく必要があると指摘しています。また、これまで取り組みが遅れていたリデュース・リユースの取組みの推進、使用済み製品からの有用金属の回収などが求められています。さらに、「ごみ処理基本計画策定指針」は、平成25年4月の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成24年法律第57号）が施行されたことや、平成27年7月に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年法律第116号）に基づく基本方針の変更及び平成28年1月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という）に基づく基本方針の変更を踏まえて、平成25年6月、平成28年9月の2回に亘り改定されました。東京都では、平成28年3月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」が策定され、目指すべき方針として、「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」とされています。こうした資源物及び廃棄物を取り巻く社会情勢が変化しており、柔軟な対応が求められています。

今回の改定は、本計画の第3期として、平成29年度～平成33年度までの計画であり、「西東京市第2次基本構想・基本計画」、「西東京市第2次環境基本計画」に掲げる基本理念を実現するために、循環型社会の形成を目指し、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の処理について、市民・事業者・行政が連携し協働する取り組みを総合的、計画的に実践するための指針として、廃棄物処理法第6条に基づき、「一般廃棄物処理基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画の位置付け図 1-1 に示します。

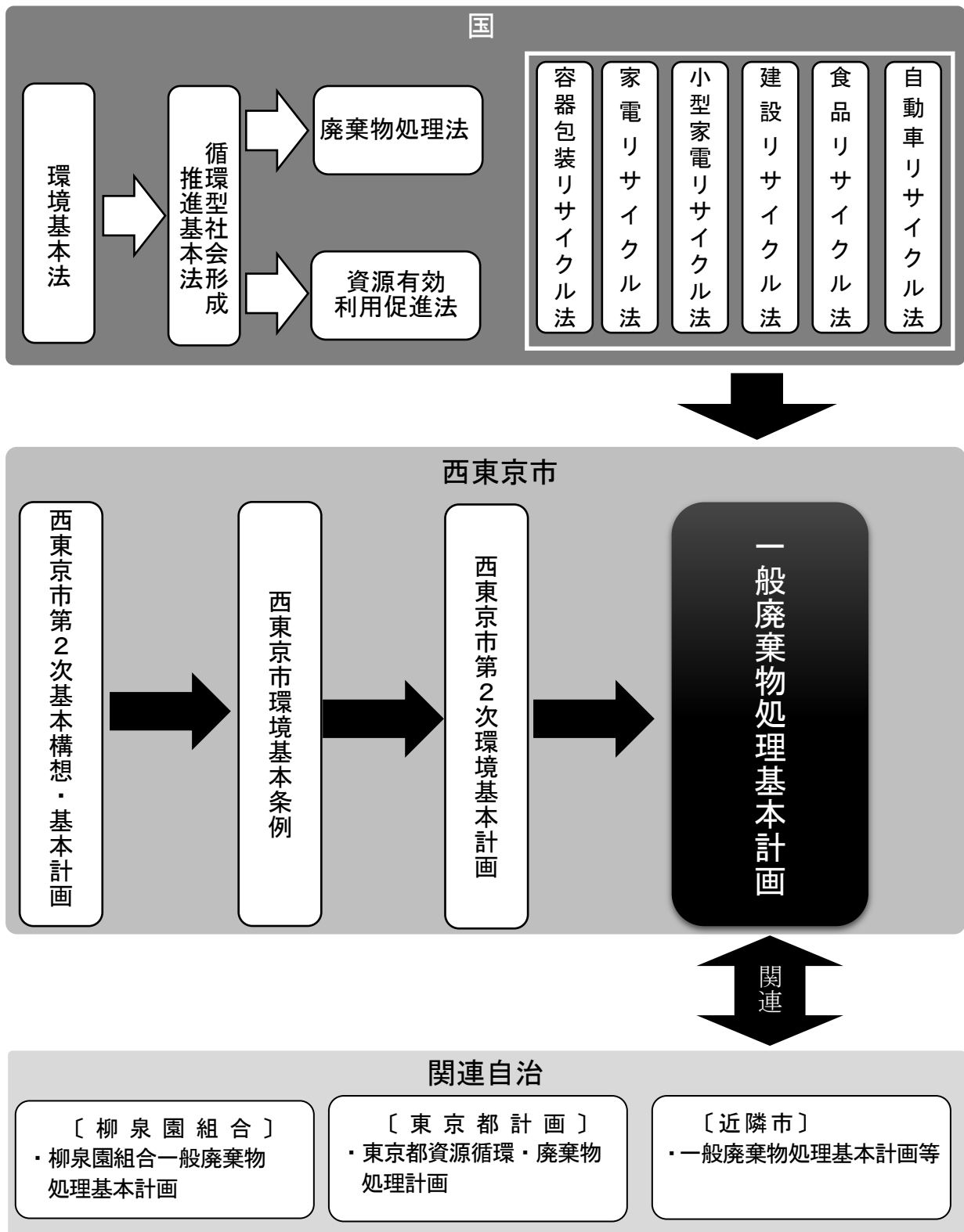


図 1-1 計画の位置付け

3 計画の対象範囲

本計画は、市内で発生する一般廃棄物（ごみ、生活排水）を対象とします。

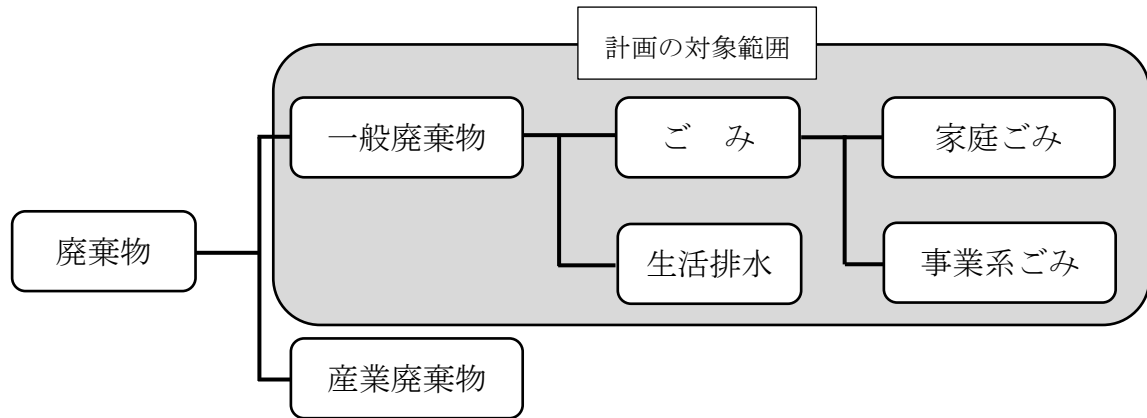


図1-2 計画の対象範囲

4 計画の目標年度

本計画の計画期間は、平成19年度を初年度とし、平成33年度を目標年度とする15年間としています。なお、計画は概ね5年ごとに見直しを行い、今回は平成23年度からの第2期計画が5年を経過したことから、平成29年度から計画最終年度の平成33年度までの第3期計画の策定を行うものです。

また、計画の推進を図るため、各分野の状況の把握及びその効果などについての検討を定期的に行い、必要に応じて新たな対策を講じ、市民にも広く公表します。

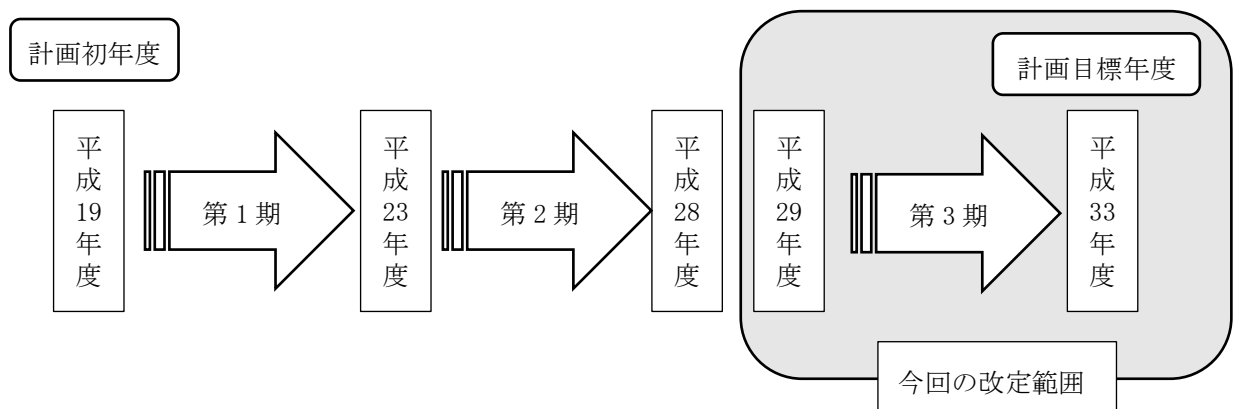


図1-3 計画の目標年度

5 計画の進行管理

計画は概ね5年ごとに見直しますが、施策の進捗状況や目標値の達成状況については毎年度、評価を行い、その状況に応じた対策を講じ、実効性の高い計画の実施を目指します。

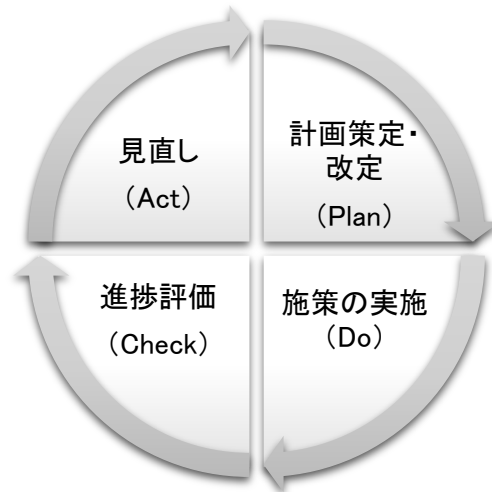


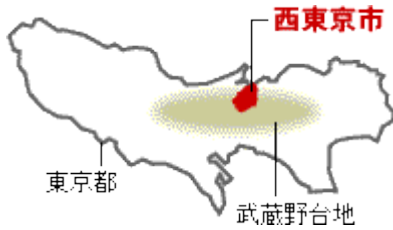
図1-4 一般廃棄物処理基本計画におけるPDCAサイクル

第2章 市の概要

- 1 位置・地形
- 2 人口
- 3 産業別職業人口
- 4 土地利用
- 5 基本構想・基本計画
- 6 環境基本計画

第2章 市の概要

1 位置・地形



西東京市は、武蔵野台地のほぼ中央にあつて、東京都の西北部に位置し（北緯 35 度 44 分、東経 139 度 33 分）、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に接しています。



標高 67m、地勢は北に白子川、中央部に新川（白子川支流）、南部に石神井川があり、それぞれ西部から東部に向かって流れており、その沿岸が 2～3m の低地となっているほか、一般に西から東になだらかに傾斜したほぼ平坦な地域です。

市は、東西 4.8 km 南北 5.6 km にわたり、面積は 15.85km² となっています。

2 人口

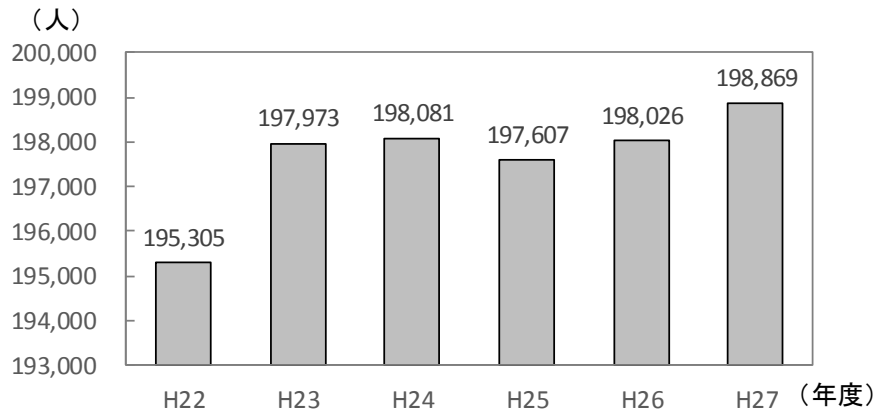
平成22年度から平成27年度の人口を図2-1に、年齢別人口の推移を表2-1に、人口ピラミッドを図2-2に示します。

本市の人口は平成25年から増加傾向を示しています。

高齢化が進んでおり、平成28年1月1日の人口では、65歳以上の人口割合は23.4%となっています。

男女別年齢別構成では、男女とも40～44歳が最も多く、次いで45～49歳が多くなっています。

第2章 市の概要



※平成22年度、23年度は住民基本台帳に外国人登録人口を加算しました。平成24年度以降は住民基本台帳に外国人人口が含まれています。

(資料：住民基本台帳（各年10月1日）、外国人登録人口（平成22・23年10月1日）)

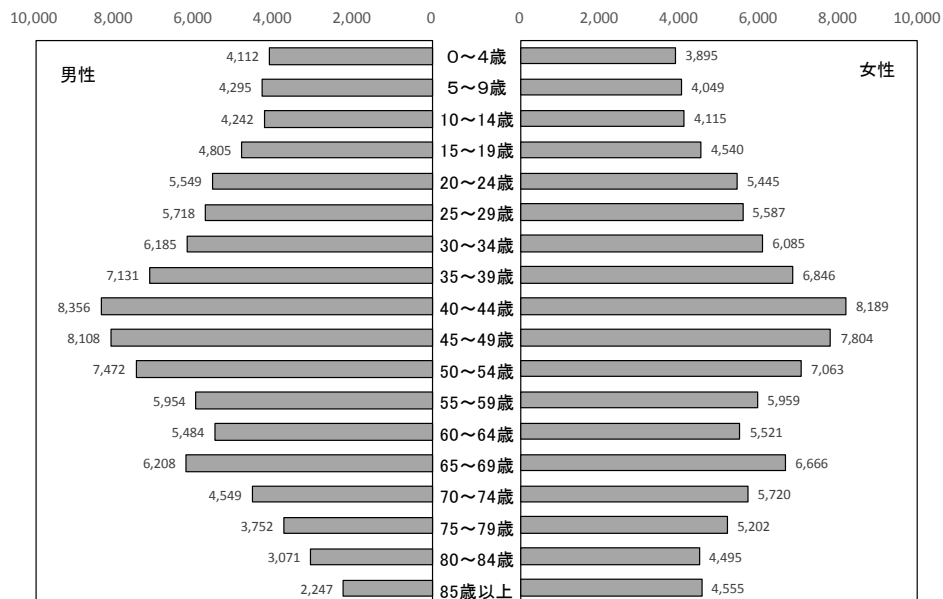
図2-1 人口の推移

表2-1 年齢別人口の推移

年	総数	年少人口		生産年齢人口		老年人口	
	人口	0～14歳	構成比(%)	15～64歳	構成比(%)	65歳以上	構成比(%)
H24	194,619	25,015	12.9	128,843	66.2	40,761	20.9
H25	197,805	25,140	12.7	130,236	65.8	42,429	21.4
H26	197,546	24,820	12.6	128,801	65.2	43,925	22.2
H27	198,267	24,767	12.5	127,949	64.5	45,551	23.0
H28	198,974	24,708	12.4	127,801	64.2	46,465	23.4

※平成24年7月に、外国人登録制度が廃止され、外国人に住民基本台帳法が適用されることになったため、平成25年からは、住民基本台帳に記載されている外国人住民が含まれます。
構成比は、桁数処理の関係で合計が100%にならない場合があります。

(資料：統計にしようきょう（各年1月1日）)



※合計198,974人

(資料：住民基本台帳（平成28年1月1日）)

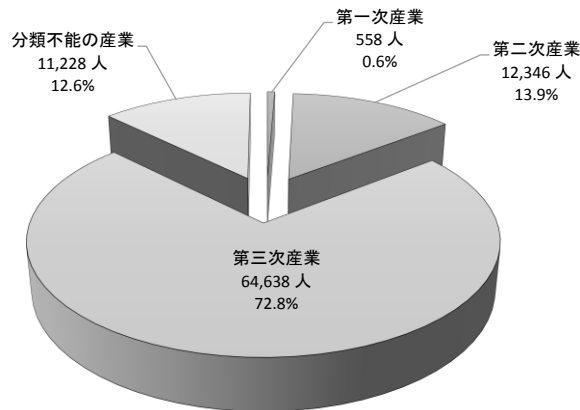
図2-2 人口ピラミッド

第2章 市の概要

3 産業別就業人口

平成22年の産業別就業人口（大分類）の調査結果を図2-3に示します。

就業者人口の構成は第一次産業※¹ 0.6%、第二次産業※² 13.9%、第三次産業※³ 72.8%、分類不能が12.6%となっています。第三次産業は、卸・小売業、情報通信業、医療・福祉業、サービス業等で就業者が多くなっています。



※構成比は桁数処理の関係で、合計が100%にならない場合があります。

(資料：平成22年国勢調査)

図 2-3 産業別就業人口（大分類）

4 土地利用

本市の土地利用の状況を表2-2に示します。

表 2-2 土地利用状況

地目別	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	面積 (㎡)	構成比 (%)	面積 (㎡)	構成比 (%)	面積 (㎡)	構成比 (%)	面積 (㎡)	構成比 (%)	面積 (㎡)	構成比 (%)
総地積	15,850,000	100.0	15,850,000	100.0	15,850,000	100.0	15,850,000	100.0	15,750,000	100.0
非課税地積	5,297,587	33.4	5,309,639	33.5	5,306,898	33.5	5,306,028	33.5	5,253,713	33.4
畑	1,797,769	11.3	1,769,957	11.2	1,730,715	10.9	1,468,350	9.3	1,438,166	9.1
非課税地積	249,530	1.6	252,829	1.6	251,508	1.6	12,005	0.1	21,111	0.1
宅地	9,438,979	59.6	9,466,181	59.7	9,514,662	60.0	9,527,261	60.1	9,542,930	60.6
一般住宅地	7,104,783	44.8	7,158,766	45.2	7,192,933	45.4	7,225,547	45.6	7,156,723	45.4
非住宅地	1,564,323	9.9	1,534,050	9.7	1,543,888	9.7	1,547,811	9.8	1,617,751	10.3
非課税地積	769,873	4.9	773,365	4.9	777,841	4.9	753,903	4.8	768,456	4.9
山林	116,823	0.7	116,266	0.7	114,017	0.7	29,889	0.2	29,777	0.2
非課税地積	103,904	0.7	103,904	0.7	103,904	0.7	22,515	0.1	22,515	0.1
雑種地	492,800	3.1	488,580	3.1	487,472	3.1	466,714	2.9	460,499	2.9
鉄軌道用地	146,006	0.9	146,165	0.9	145,354	0.9	145,305	0.9	145,305	0.9
その他の雑種地	176,143	1.1	171,890	1.1	171,607	1.1	161,590	1.0	152,191	1.0
非課税地積	170,651	1.1	170,525	1.1	170,511	1.1	159,819	1.0	163,003	1.0
その他	4,003,629	25.3	4,009,016	25.3	4,003,134	25.3	4,357,786	27.5	4,278,628	27.2
非課税地積	4,003,629	25.3	4,009,016	25.3	4,003,134	25.3	4,357,786	27.5	4,278,628	27.2

※構成比は桁数処理の関係で、合計が100%にならない場合があります。

(資料：統計 にしとうきょう 平成27年度版（各年1月1日）)

※1 第一次産業：農業、林業等

※2 第二次産業：製造業、建設業等

※3 第三次産業：小売、サービス業等

5 基本構想・基本計画

西東京市第2次基本構想・基本計画では、「みんなでまちをつくる」ことに参画し、みんなが輝くことのできる魅力あるまちを目指し、基本理念を「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」と定めています。そのまちづくりの方向のうちの1つに「環境にやさしいまちづくり」をあげており、地球にやさしい循環型のしくみを整えたまちづくりを進めることとしています。

《本市の将来都市像》

「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」

- ◇ みんなでつながり支えあうまち
- ◇ 豊かで明るい活気あるまち
- ◇ 安全・安心でほっとやすらぐまち
- ◇ ひと・もの・ことが育ち活かされるまち

6 環境基本計画

西東京市第2次環境基本計画では、「良好な環境を将来の世代に引き継ぐ」を基本理念とし、「自然とのふれあいを皆で大切に育む、すごしやすい安心なまち西東京」を将来像と掲げています。将来像の実現に向けて、市民・事業者・行政が西東京市の環境保全に向けて取り組むこととしています。

《本市の将来環境像》

「自然とのふれあいを皆で大切に育む、
すごしやすい安心なまち 西東京」

- ◇ 自然環境、歴史的及び文化的環境資源の保全・再生
- ◇ 資源の有効活用、ごみの削減
- ◇ 安全・安心で快適な生活環境の確保
- ◇ 地球温暖化対策の推進
- ◇ 環境意識の醸成・協働の仕組みづくり

第3章 ごみ処理基本計画

- 1 ごみを取り巻く社会情勢
- 2 ごみ・資源の現状
- 3 課題の整理
- 4 ごみ処理の基本方針
- 5 目標値
- 6 ごみ処理基本計画

1 ごみを取り巻く社会情勢

(1) 関係法令の概要

平成12年6月「循環型社会形成推進基本法」が施行され、これを契機に、特定の廃棄物を対象としたリサイクル法も次々と施行されています。

関連法の概要等を表3-1に示します。

表3-1 関連法の概要

年 月	関 連 法	概 要
H 6. 8	環境基本法完全施行(環境全般)	本法律では、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民と、あらゆる主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。
H12. 4	容器包装リサイクル法完全施行	一般家庭から排出されるごみの容積比で6割、重量比で2～3割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを進めるため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、製造事業者にはリサイクルの責任を明確化しています。
H12. 6	循環型社会形成推進基本法完全施行(循環型社会形成)	廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取り組みの推進を図るための基本的な枠組みを定めています。
H13. 4	家電リサイクル法完全施行(家電品)	平成13年4月以降、エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を特定家庭用機器として位置付けており、製造メーカーには再商品化を、小売業者には消費者からの引取及び製造メーカーへの引き渡しを、排出者にはリサイクル料金及び運搬費の負担を義務付け、家電製品のリサイクルを推進しています。
	資源有効利用促進法完全施行(各種製品、パソコン等)	10業種・69品目(一般廃棄物及び産業廃棄物の約5割をカバー)を対象業種・対象製品として位置付け、事業者に対して3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取り組みを求めている。紙製容器包装及びプラスチック製容器包装については平成13年4月より、事業者に対し、識別表示が義務付けられています。
	グリーン購入法完全施行(自治体の調達品)	国等の公的部門による環境物品等の調達の推進、環境物品等の情報提供の推進及び環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を図ることを目的としています。
H13. 5	食品リサイクル法完全施行(食品残渣)	食品廃棄物について、発生抑制と最終処分量の削減を図るため、飼料や肥料等の原材料として再生利用するなど、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進しています。
H14. 5	建設リサイクル法完全施行(建設廃棄物)	建築物を解体する際に廃棄物(コンクリート、アスファルト、木材)を分別し再資源化することを解体業者に義務付けています。
H17. 1	自動車リサイクル法完全施行(自動車)	循環型社会を形成するため、自動車のリサイクルについて最終所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律で、これにより最終所有者には、リサイクル料金(フロン類、エアバッグ類、シュレッターダストのリサイクル)を負担することが義務付けられています。
H25. 4	小型家電リサイクル法完全施行(小型家電)	小型家電機器に含まれるアルミ、貴金属、レアメタルなどがリサイクルされずに埋め立てられていることから、使用済み小型家電の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を図っています。

(2) 関係法令の体系

関連法の体系を図 3-1 に示します。

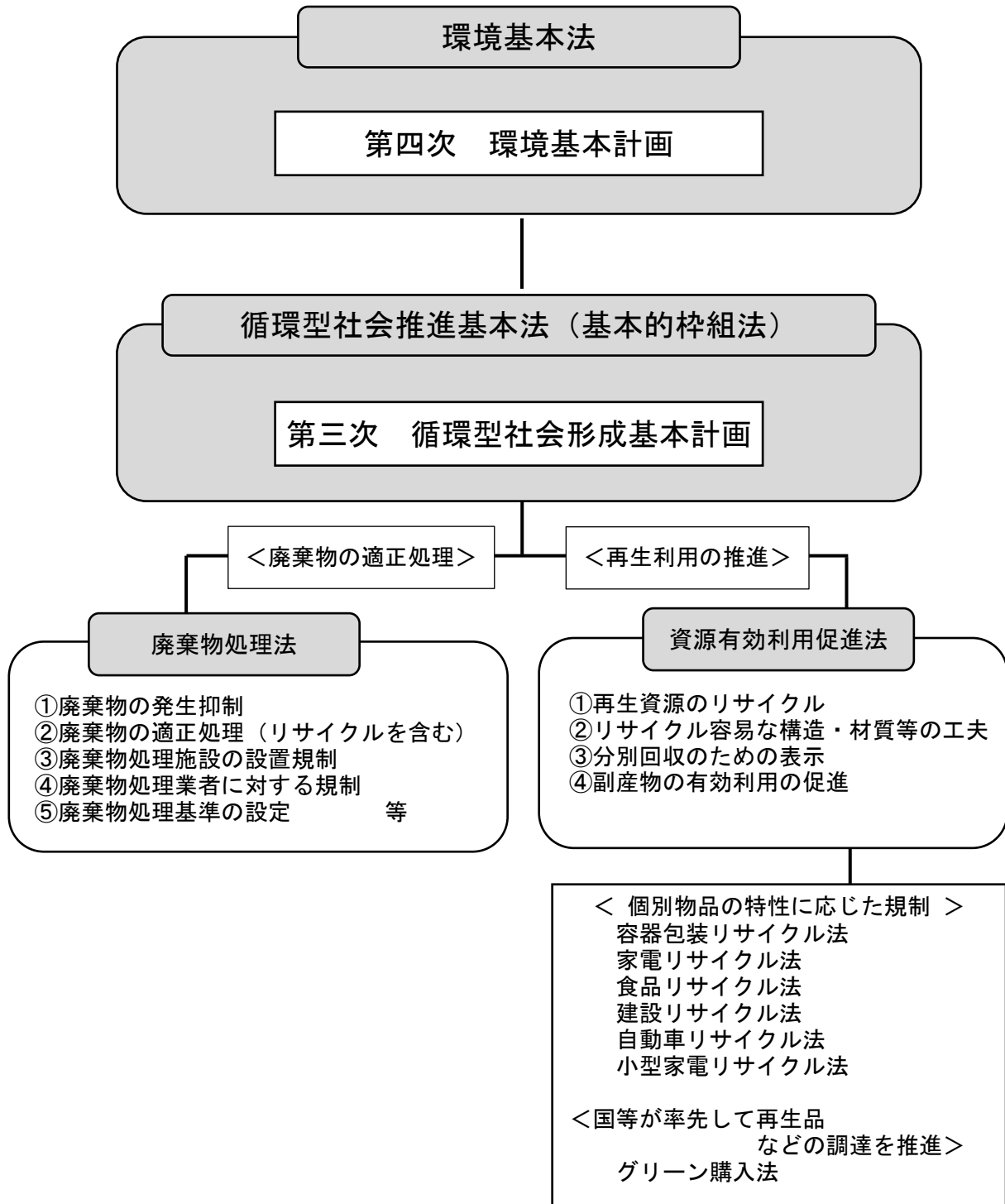


図 3-1 関係法令の体系図

(3) 国の方針、都の計画など

廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」といいます。）に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。表 3-2 に廃棄物処理・資源化に関する国の方針・都の計画等の経過を示します。

表 3-2 廃棄物処理・資源化に関する国の方針・都の計画等の経過

年 月	関連する計画等
平成13年 5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針告示（国）
平成14年 1月	東京都廃棄物処理計画策定（東京都）
平成15年 3月	循環型社会形成推進基本計画策定（国）
平成17年 4月	循環型社会形成推進交付金制度の導入（国）
平成17年 5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成18年 9月	東京都廃棄物処理計画策定（東京都）
平成20年 3月	第二次 循環型社会形成推進基本計画改定（国）
平成22年12月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成23年 6月	東京都廃棄物処理計画策定（東京都）
平成25年 5月	第三次 循環型社会形成推進基本計画改定（国）
平成28年 3月	東京都資源循環・廃棄物処理計画策定（東京都）

(4) 西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

本条例は、市民、事業者及び市が一体となって、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源の循環利用を図ることを目的として、平成 13 年 1 月に施行されました。

本計画の策定及び改定は本条例に基づきます。

(5) 国、都の達成目標

1) 国の達成目標

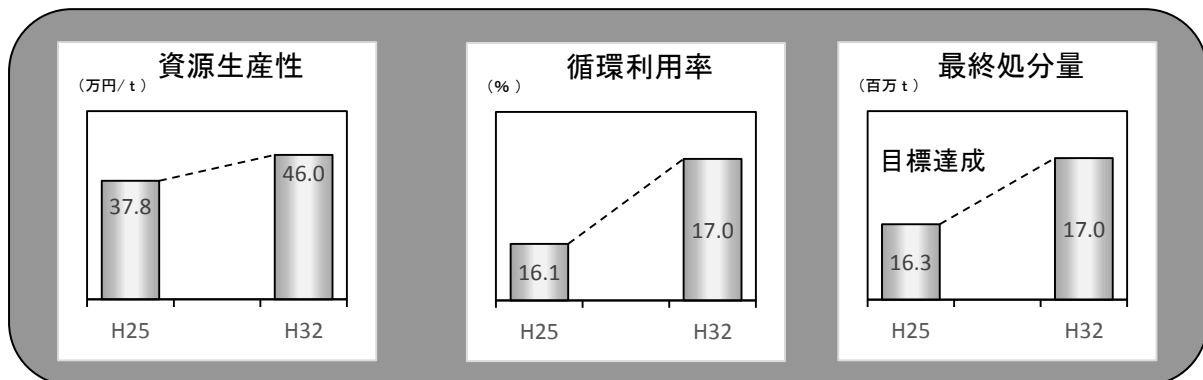
廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めています。この方針では、可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ適正な処分を行うことを示しています。

国の数値目標を、表3-3、図3-2に示します。

表3-3 国の数値目標

項 目	現 状 (平成25年度)	目 標 (平成32年度)
資源生産性	37.8 万円／t	46 万円／t
循環利用率	16.1 %	17 %
最終処分量	16.3 百万t	17 百万t

※最終処分量については、平成25年度で目標値を達成している。



(資料：第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果について)

図3-2 国の数値目標

2) 都の達成目標

東京都では、平成 28 年 3 月、『東京都資源循環・廃棄物処理計画』を策定しました。この計画は、持続可能な資源利用への転換や良好な都市環境の次世代への継承についての目標や方策など定めています。同計画における数値目標を表 3-4、図 3-3 に示します。

計画の基本的考え方

①持続可能な資源利用への転換

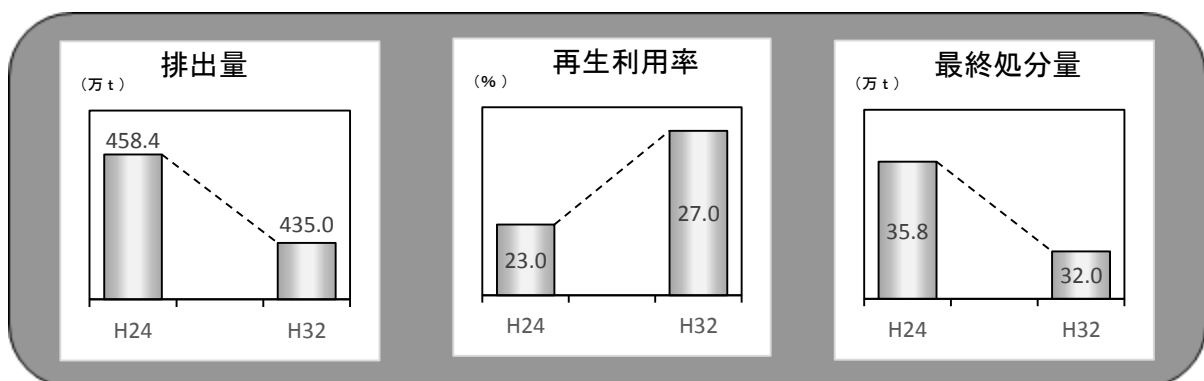
- ・資源ロス削減と循環的利用の推進により資源利用が使い捨て型から循環型に転換
- ・ストックの価値が重視され、ものを長く大切にする社会が実現
- ・低炭素・自然共生・循環型の製品等の選択を通じライフサイクル全体の環境負荷を低減
- ・再生資源を積極的に利用していく責任が認識され、資源の循環的利用が大きく前進

②良好な都市環境の次世代への継承

- ・最終処分場の延命化
- ・廃棄物の分別、保管、収集、運搬、処分における適正処理の実施
- ・環境負荷と社会的費用を考慮した最適な資源循環と廃棄物処理システムの確立
- ・超高齢化社会でも人々が参加しやすい適切な廃棄物処理サービスの提供
- ・災害発生時、迅速かつ適正な災害廃棄物処理の実施

表 3-4 都の数値目標

項 目	現 状 (平成24年度)	目 標 (平成32年度)
排出量	458.4 万 t	435 万 t
再生利用率	23 %	27 %
最終処分量	35.8 万 t	32 万 t



(資料：東京都資源循環・廃棄物処理計画)

図 3-3 都の数値目標

2 ごみ・資源の現状

(1) 家庭系ごみ・資源物の分別区分

本市における家庭系ごみ・資源物の分別区分のうち、ごみについては、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ・危険物及び粗大ごみに、資源物については、びん、缶、ペットボトル、スプレー缶・ライター、金属類、廃食用油、プラスチック容器包装類、古紙・古布類、せん定枝、小型家電に区分されています。

分別区分を表 3-5、表 3-6 に示します。

表 3-5 家庭系ごみ分別区分（その1）

分 別 区 分	ごみの種類
可燃ごみ	生ごみ・貝殻、汚れた古布、ティッシュ、シップ薬、まくら、足拭きマット、そうめんの箱、花火、ペット砂、たばこの吸殻、衛生用品（包帯・生理用品）、資源にならない紙類（レシート・油で汚れた紙等・カーボン系紙類）、すだれ（指定袋に入るもの）、ピザの箱、軍手、ほうき、木製バット、キルティング、おむつ
不燃ごみ	汚れたラップ・アルミホイル、ストロー・歯ブラシ、プラスチック製おもちゃ、ポリエチレン容器、スプーン・フォーク（プラスチック製）、結束バンド、プラスチック製ハンガー、せともの・ガラス食器、植木鉢・バケツ（小）、簡易カイロ、ゴム・革製品、ビデオ・カセットテープ類、洗えないプラスチック容器包装類、プラスチックケース、スポンジ、うちわ、長靴、バネ付きポンプ、鉢、空気入れ（プラスチック製）、釣竿、プランター、雨カッパ、プラスチック製バット、アルバム、LED電球
有害ごみ・危険物	蛍光管電球・蛍光管、乾電池・体温計、危険物（刃物類）
粗大ごみ	机、イス、タンス、テーブル、カーペット、ふとん、ステレオ、電子レンジ、石油・ガストーブ、ガステーブル、スキー板、自転車、三輪車、ベビーカーなど

表 3-6 家庭系資源物の分別区分（その2）

分 別 区 分		ごみの種類
資 源 物	びん	ガラスびん、ビールびん、一升びん、ジャムのびん、インスタントコーヒーのびん等
	缶	アルミ・スチール缶、ビール・ジュースの缶、のり缶、お茶の缶、お菓子の缶等
	ペットボトル	飲料用、酒類用、しょうゆ用などペット1と表示されたもの
	スプレー缶・ライター	スプレー缶、カセットボンベ、ライター
	金属類	鍋、やかん、フライパン、王冠・金属製のフタ・スプーン・フォーク、金属製水筒、傘、工具類、鉄製ハンガー、金属製空気入れ、三脚、金属製携帯いす、鉄アレイ（単体10kgまで）、スコップ、金属製あみ、金属製バット、キックスケーター、一斗缶、ACアダプター、AVコード、ケーブル類、電源コード等
	廃食用油	サラダ油などの食用油
	プラスチック 容器包装類	ポリ袋類、トレイ類、カップ・パック類、緩衝材・発泡スチロール、キャップ、ラベル類、洗剤・シャンプーボトル
	古紙・ 古布類	新聞
		ダンボール
		雑紙・雑誌
		紙容器・牛乳パック
		古布類
	せん定枝	せん定枝、草・落ち葉
	小型家電	炊飯器、扇風機、ビデオデッキ、電気ポット、ミキサー、コーヒーメーカー、シーリングライト、電動ひげそり、カメラ類、音楽プレーヤー等、キーボード

(2) ごみ・資源物の排出量

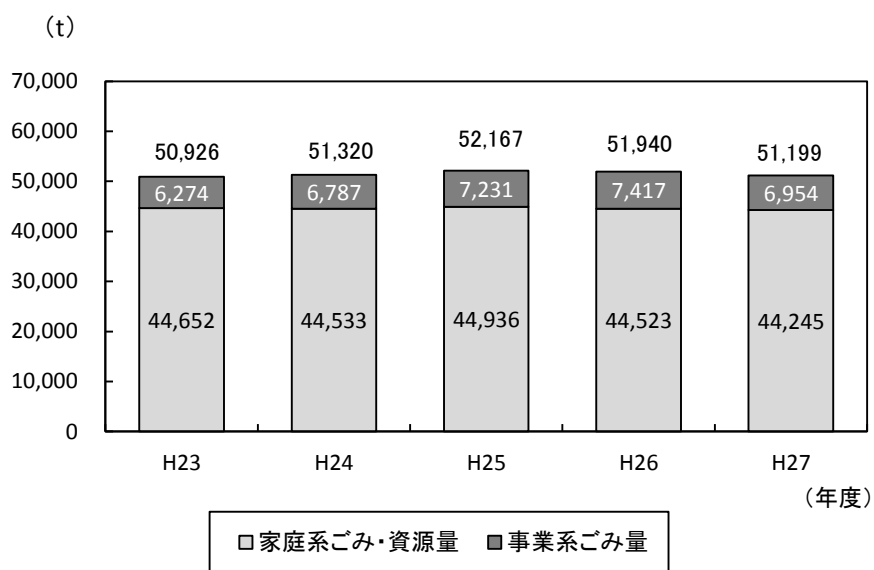
1) ごみ排出量の推移

本市のごみ・資源排出量は平成 25 年度から減少傾向となっており、平成 27 年度には 51,199t となっています。

家庭系ごみ・資源量は平成 25 年をピークに減少傾向となっています。

事業系ごみ量は、平成 26 年度まで増加を続け平成 27 年度は減少していますが、平成 23 年度から約 700t/年の増加となっています。

ごみ排出量の推移を図 3-4 に示します。



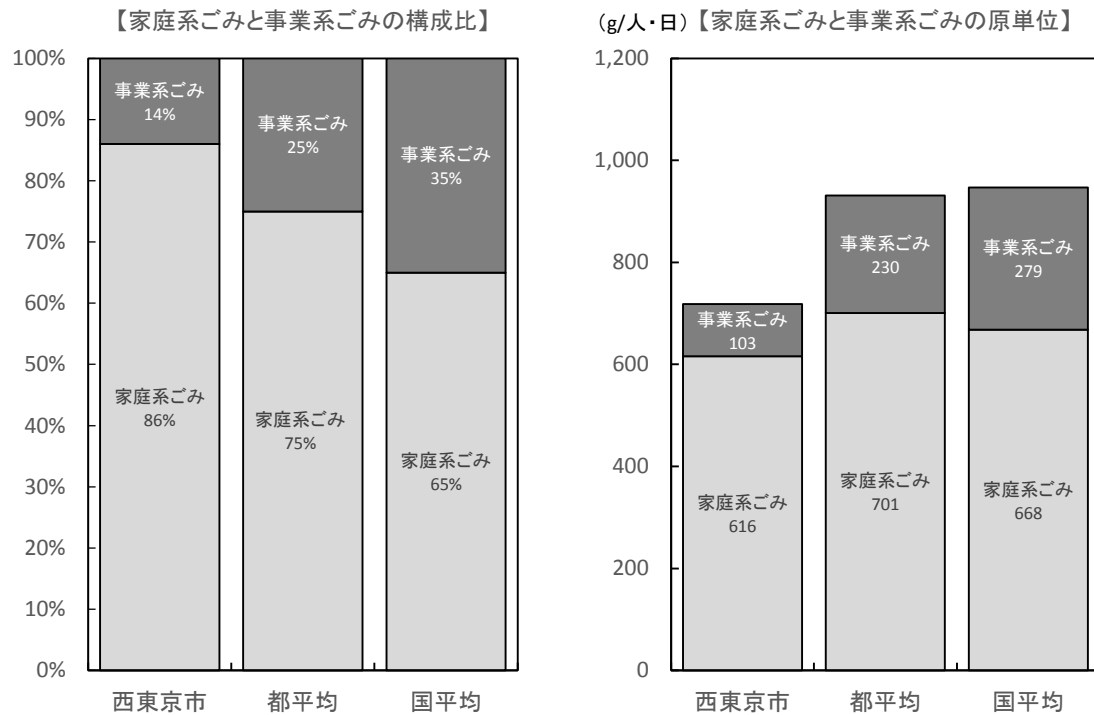
※事業系ごみ量は、持込ごみ量に該当する区分とするため、個人搬入ごみも含まれています。

図 3-4 ごみ排出量の推移

2) 国・東京都との比較

平成 26 年度の家庭系ごみと事業系ごみの構成比及び 1 人 1 日あたりの排出量(以下、「原単位」といいます。)を図 3-5 に示します。本市の家庭系ごみと事業系ごみの構成比は、国、都平均に比較して事業系ごみが低い値となっています。原単位については、家庭系ごみ、事業系ごみとも都平均及び国平均より低い値となっています。

第3章 ごみ処理基本計画



※資源物を含む

構成比は、桁数処理の関係で合計が 100%にならない場合があります。

(資料：都平均、国平均は平成 26 年度環境省一般廃棄物処理実態調査)

図 3-5 家庭系ごみと事業系ごみ(平成 26 年度)

また、1 事業所あたりのごみ排出量を表 3-7 に示します。

本市は、1 事業所あたり 1,365kg/年ですが、東京都平均 1,684kg/年、国平均 2,298kg/年となっており、都平均より約 19%、国平均より約 41%低い値となっています。

表 3-7 1 事業所あたりの排出量 (H26 年度)

	西東京市	東京都	国
事業所数 [事業所]	5,435	662,360	5,689,366
人口 [人]	198,026	13,286,516	128,181,493
事業系ごみ排出量 [t]	7,417	1,115,180	13,074,764
1 事業所あたりの排出量 [kg/年]	1,365	1,684	2,298

※事業所数は、経済センサス (平成 26 年)

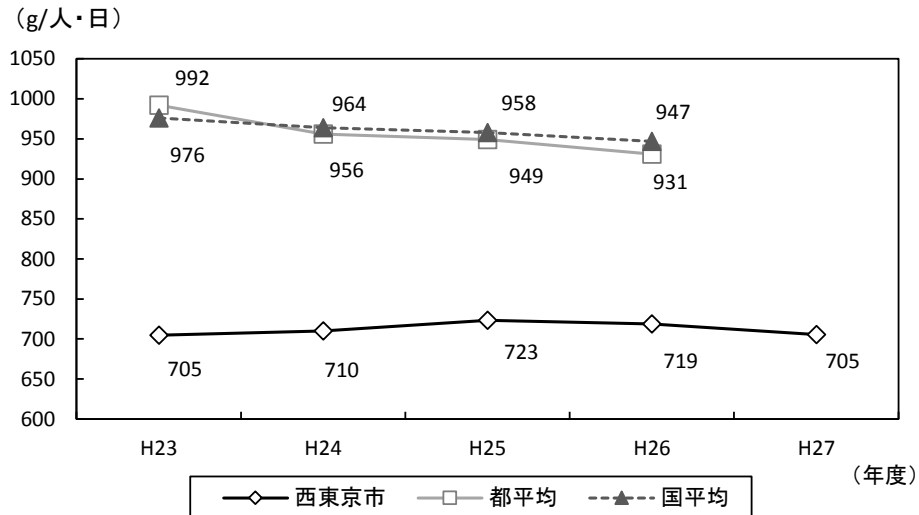
東京都・国の事業系ごみ量は環境省一般廃棄物処理実態調査 H26

1 事業所あたりの排出量=事業系ごみ排出量(t)÷事業所数(事業所)×1,000

3) 1人1日あたりの排出量

本市のごみ・資源の原単位は、平成25年度の723g/人・日から減少し、平成27年度には705g/人・日となっています。

原単位の推移を図3-6に示します。

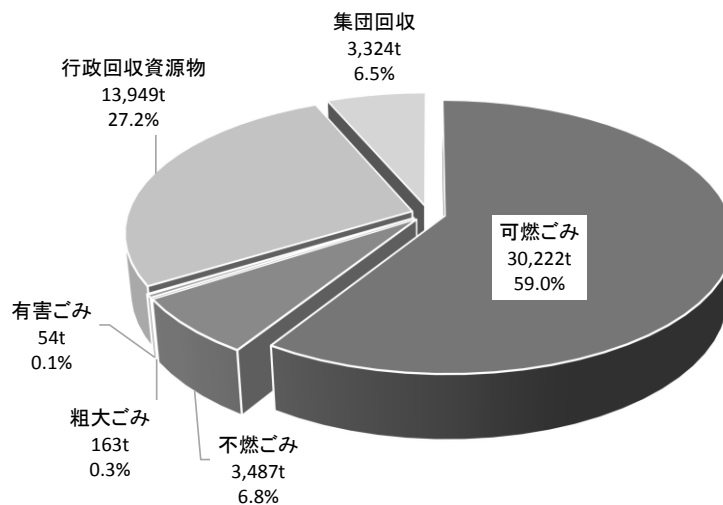


(資料：都平均、国平均は平成23～26年度環境省一般廃棄物処理実態調査)

図3-6 原単位の推移

4) 種類別ごみ排出量の内訳

本市の平成27年度の種類別ごみ・資源の排出量は、可燃ごみが最も多く30,222t (59.0%)、次いで行政回収資源物が13,949t (27.2%)、不燃ごみが3,487t (6.8%)、集団回収が3,324t (6.5%)、粗大ごみが163t (0.3%)、有害ごみ54t (0.1%)となっています。



※構成比は、桁数処理の関係で合計が100%にならない場合があります。

図3-7 種類別ごみ排出量 (平成27年度)

5) 資源化量の推移

資源化量の推移を表 3-8、図 3-8 に示します。

本市の資源化量は、横ばい傾向となっており、平成 27 年度の資源化量は 21,729 t となっています。また、集団回収量は減少傾向となっています。

表 3-8 資源化量の内訳

	単位	H23	H24	H25	H26	H27
資源化量	t/年	21,446	21,762	22,222	21,970	21,729
直接資源化	t/年	10,042	10,373	11,094	10,923	10,944
古紙・古布類	t/年	7,205	6,996	7,421	7,246	7,131
新聞・雑誌・ダンボール	t/年	6,422	6,263	6,696	6,505	6,393
布類	t/年	783	733	725	741	738
牛乳パック	t/年	0	0	0	0	0
金属類	t/年	257	481	479	464	473
プラスチック容器包装類	t/年	2,346	2,345	2,396	2,384	2,359
硬質プラスチック	t/年	9	52	54	54	54
廃食用油	t/年	49	51	51	50	51
せん定枝・草類	t/年	176	250	350	350	500
一次処理物・生ごみ	t/年	-	-	2	8	25
小型家電	t/年	-	198	341	367	351
中間処理後資源化	t/年	7,835	7,858	7,681	7,652	7,461
ガラス類	t/年	1,593	1,543	1,573	1,552	1,554
生きびん	t/年	61	58	54	48	49
カレット	t/年	1,532	1,485	1,519	1,504	1,505
金属類	t/年	568	563	541	521	499
スチール缶	t/年	274	266	246	233	210
アルミ缶	t/年	294	297	295	288	289
回収鉄類	t/年	341	318	284	266	261
ペットボトル	t/年	590	584	599	585	601
エコセメント（焼却残渣の資源化）	t/年	4,338	4,432	4,266	4,329	4,134
R P F（不燃残渣の資源化）	t/年	405	418	418	399	412
集団回収量	t/年	3,569	3,531	3,447	3,395	3,324

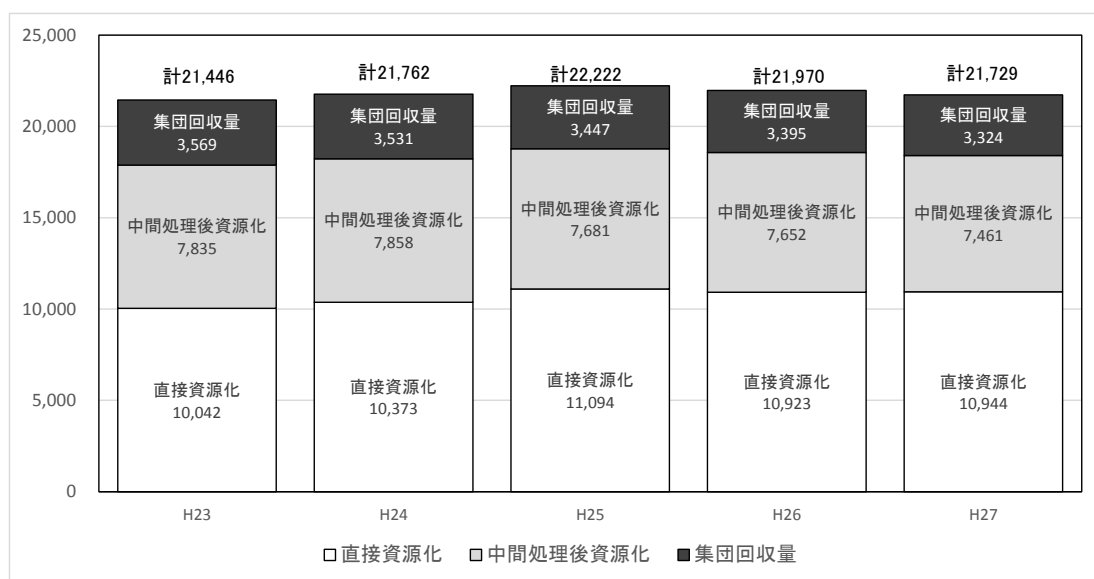


図 3-8 資源化量の推移

(3) 収集・運搬の実績

1) 収集・運搬の状況

本市の収集・運搬の状況を表 3-9 に示します。

本市では、平成 19 年 9 月より、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ及び資源物のうちプラスチック容器包装類、せん定枝について戸別収集を実施しています。

表 3-9 家庭系ごみの収集状況

平成 28 年 1 月 1 日現在

分別区分		収集方法	収集回数	直営・委託
可燃ごみ		戸別収集	週 2 回	委託
不燃ごみ		戸別収集	隔週 1 回	委託
有害ごみ				委託
粗大ごみ		戸別収集	随時	委託
資源物	びん	資源集積所収集	週 1 回	直営・委託
	缶			
	ペットボトル			
	スプレー缶・ライター			
	金属類	資源集積所収集	4 週に 1 回	直営
	小型家電	資源集積所収集	4 週に 1 回	委託
	廃食用油	資源集積所収集	4 週に 1 回	委託
	プラスチック容器包装類	戸別収集	週 1 回	委託
	古紙・古布類	資源集積所収集	週 1 回	委託
	せん定枝	戸別収集	随時	直営・委託

2) 収集・運搬車両

本市の収集・運搬車両の状況を表 3-10 に示します。

直営の収集・運搬車両は 20 台、委託の収集・運搬車両は 135 台、収集許可の収集・運搬車両は 178 台となっており、総積載量は 1,054t となっています。

表 3-10 収集・運搬車両

区分 項目	直営	収集委託	収集許可	合計
収集車台数[台]	20	135	178	333
積載量[t]	42	353	659	1,054
件数[件]	—	9	44	53

(資料：平成 26 年度 環境省一般廃棄物処理実態調査)

3) 収集・運搬量

本市のごみ・資源の収集・運搬量を表 3-11 に示します。

ごみ・資源の収集・運搬量の合計は、横ばい状態となっています。平成 27 年度には、47,875t となっています。日平均は、130.8t/日となっています。

表 3-11 ごみ・資源の収集・運搬量

	単位	H23	H24	H25	H26	H27
収集・運搬量合計	t/年	47,357	47,789	48,720	48,545	47,875
日平均	t/日	129.4	130.9	133.5	133.0	130.8
収集・運搬量合計	t/年	47,357	47,789	48,720	48,545	47,875
家庭系ごみ・資源収集量	t/年	41,083	41,002	41,489	41,128	40,921
可燃ごみ	t/年	24,151	23,913	23,691	23,554	23,327
不燃ごみ	t/年	3,560	3,468	3,453	3,387	3,459
粗大ごみ	t/年	153	153	139	132	132
有害ごみ	t/年	57	53	55	57	54
資源	t/年	13,162	13,415	14,151	13,998	13,949
持込ごみ	t/年	6,274	6,787	7,231	7,417	6,954
可燃ごみ(事業系ごみ)	t/年	6,238	6,753	7,202	7,361	6,895
不燃ごみ	t/年	17	17	11	31	28
粗大ごみ	t/年	19	17	18	25	31

(4) 中間処理の概要

1) 中間処理の状況

本市の中間処理の状況を表 3-12 に示します。

表 3-12 中間処理の状況

分別区分		中間処理等の概要
可燃ごみ		柳泉園組合の焼却処理施設で焼却し、焼却残渣はエコセメントの原料として再利用しています。
不燃ごみ・危険物		柳泉園組合の粗大ごみ処理施設で選別・破碎され、選別後に発生する可燃分は焼却処理施設で焼却処理、不燃残渣は民間施設に搬入してRPF（固形燃料化）として再利用しています。
有害ごみ		柳泉園組合に保管後、処理委託業者で適正処理しています。
粗大ごみ		柳泉園組合の粗大ごみ処理施設で選別・破碎され、選別後に発生する可燃分は焼却処理施設で焼却処理、不燃残渣は民間施設に搬入してRPF（固形燃料化）として再利用しています。
資源 ご み	びん	柳泉園組合のリサイクルセンターで選別後、資源化しています。
	缶	柳泉園組合のリサイクルセンターで選別後、資源化しています。
	ペットボトル	柳泉園組合のリサイクルセンターで選別後、資源化しています。
	スプレー缶・ライター	柳泉園組合で処理後、資源化しています。
	小型家電	直接資源化しています。
	金属類	直接資源化しています。
	廃食用油	直接資源化しています。
	プラスチック容器包装類	直接資源化しています。
	古紙・古布類	直接資源化しています。
	せん定枝	直接資源化しています。

2) 中間処理施設

本市から排出されたごみ及び資源物については、本市、清瀬市、東久留米市の3市で構成されている柳泉園組合で共同処理しています。

可燃ごみは柳泉園クリーンポートで焼却処理され、焼却残渣はエコセメントの原料として再利用しています。

また、柳泉園クリーンポートの運営、管理に関しましては、平成28年度現在手続きを進めている「柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業」に基づき、基本性能を発揮させ、安定的、安全性を確保しつつ、効率的に運営・維持管理を行います。

不燃ごみ、粗大ごみは粗大ごみ処理施設で選別・破碎され、選別後に発生する可燃分は焼却処理施設で焼却処理し、不燃残渣は民間施設に搬入してRPF（固形燃料）化しています。

資源物はリサイクルセンターで再選別し、プレス機による圧縮等の処理を行い、資源回収業者へ引き渡しています。

柳泉園組合ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターの概要を以下に示します。

表 3-13 ごみ焼却処理施設の概要

区 分	内 容
施設名称	柳泉園クリーンポート
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：平成9年7月 竣工：平成13年12月（平成12年11月より稼動）
炉型式	全連続燃焼式
焼却方式	ストーカ方式
処理能力(基数)	315t/日（105t/日×3基）
総事業費	14,400,183千円
余熱利用施設	室内プール、浴場施設
建築面積	工場棟：約6,496㎡ 管理棟：約978㎡
延床面積	工場棟：約20,698㎡ 管理棟：約2,939㎡
煙突高さ	100m
発電設備	蒸気タービン方式（最大6,000kW）
公害防止対策設備	乾式消石灰・活性炭噴霧＋バグフィルタ＋脱硝反応塔

表 3-14 粗大ごみ処理施設の概要

区 分	内 容
施設名称	粗大ごみ処理施設
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：昭和 48 年 11 月 竣工：昭和 50 年 3 月
	改造(破碎装置)：昭和 58 年 12 月～昭和 59 年 3 月
	改造(クレーン及びピット)：昭和 60 年 9 月～昭和 61 年 2 月
破碎型式	堅型リンググラインダ式破碎機
処理能力	50t/5h
処理対象	不燃ごみ、粗大ごみ
選別種類	破碎鉄分、可燃物、不燃物、フィルム状プラスチック
処理設備	破碎機、サイクロン選別機、磁選機、トロンメル選別機
総事業費	150,000 千円
改造費(破碎装置)	149,900 千円
改造費(クレーン及びピット)	123,000 千円
建築面積	約 387 m ²
延床面積	約 586 m ²

表 3-15 リサイクルセンターの概要

区 分	内 容
施設名称	リサイクルセンター
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：平成 4 年 12 月 竣工：平成 5 年 10 月
処理能力	65t/5h(缶：10t/5h、びん：15t/5h、古紙・古布類 40t/5h)
処理対象	缶、びん、古紙・古布類
処理設備	磁選機、アルミ選別機、鉄プレス機、アルミプレス機、古紙圧縮梱包機、カレット選別装備(ターンテーブル)
総事業費	1,215,091 千円
建築面積	約 1,560 m ²
延床面積	約 2,690 m ²

3) 焼却処理量

本市の焼却処理量は、平成 25 年度をピークに減少し、平成 27 年度は 33,037t となっています。

焼却処理量の推移を図 3-9 に示します。

(t)

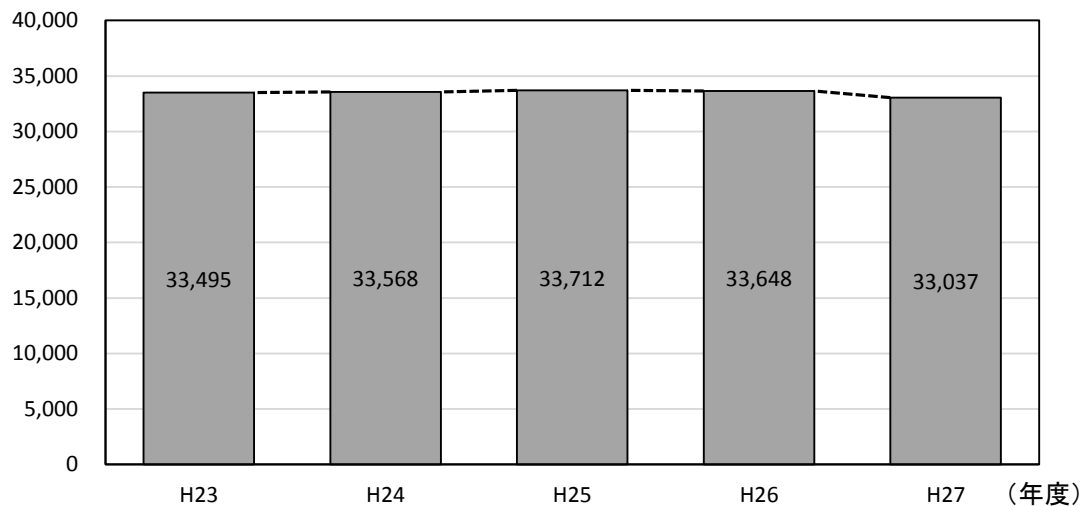


図 3-9 焼却処理量の推移

4) 不燃・粗大ごみ処理量

不燃・粗大ごみ処理量の推移を図 3-10 に示します。近年では横ばい状態が続いています。平成 27 年度は 3,650t となっています。

(t)

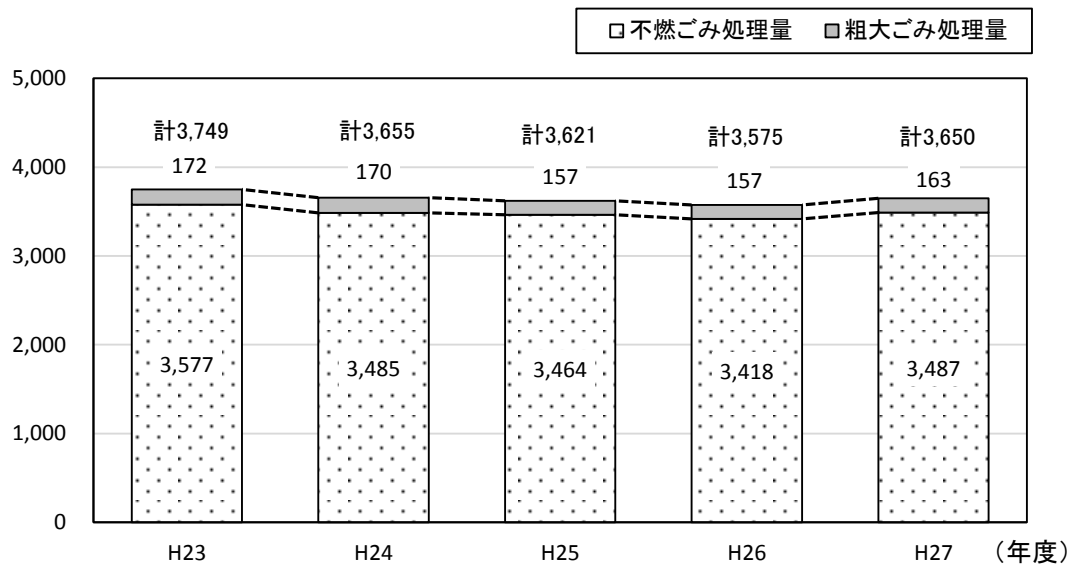


図 3-10 不燃・粗大ごみ処理量の推移

5) 残渣の処理

焼却残渣については、平成 18 年 6 月までは東京たま広域資源循環組合の二ツ塚廃棄物広域処分場に埋立していましたが、エコセメント化施設竣工後はエコセメントの原料として利用しています。

不燃残渣については、平成 17 年 4 月より民間施設に搬入し RPF（固形燃料）化しています。

エコセメント化施設の概要を表 3-16 に示します。

表 3-16 エコセメント化施設の概要

区 分	内 容
施設名称	エコセメント化施設
所在地	西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内 7642 番地
建設年月	着工：平成 15 年 2 月 竣工：平成 18 年 7 月
処理能力	焼却残渣等の処理能力 約 330 t / 日（平均処理量 約 300 t / 日）
生産能力	エコセメント生産能力 約 520 t / 日（平均生産量 約 430 t / 日）
処理対象	多摩地域各市町のごみ焼却施設から排出される焼却残渣、溶融飛灰及び二ツ塚処分場に分割埋立された焼却残渣
総事業費	約 27, 200, 000 千円

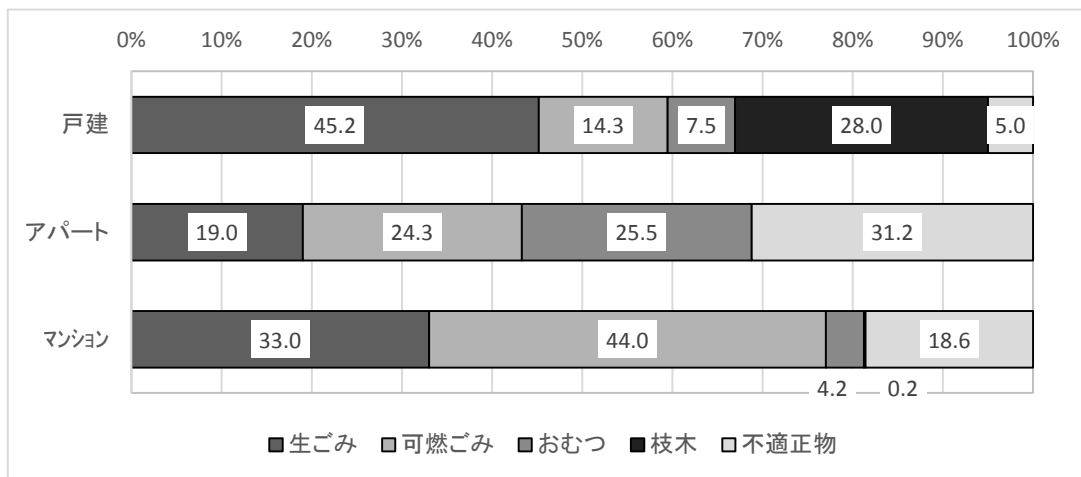
6) 家庭ごみのごみ質分析結果

①可燃ごみ

平成 27 度を実施した家庭系可燃ごみのごみ質分析結果を図 3-11 に、可燃ごみ中の資源物の内訳を図 3-12 に示します。

可燃ごみについては、戸建では生ごみが 45.2%、アパートでは不適正物が 31.2%、マンションでは可燃ごみが 44.0%と最も多く占めています。

第3章 ごみ処理基本計画



※組成割合は、桁数処理の関係で合計が 100%にならない場合があります。

図 3-11 可燃ごみの組成分析結果

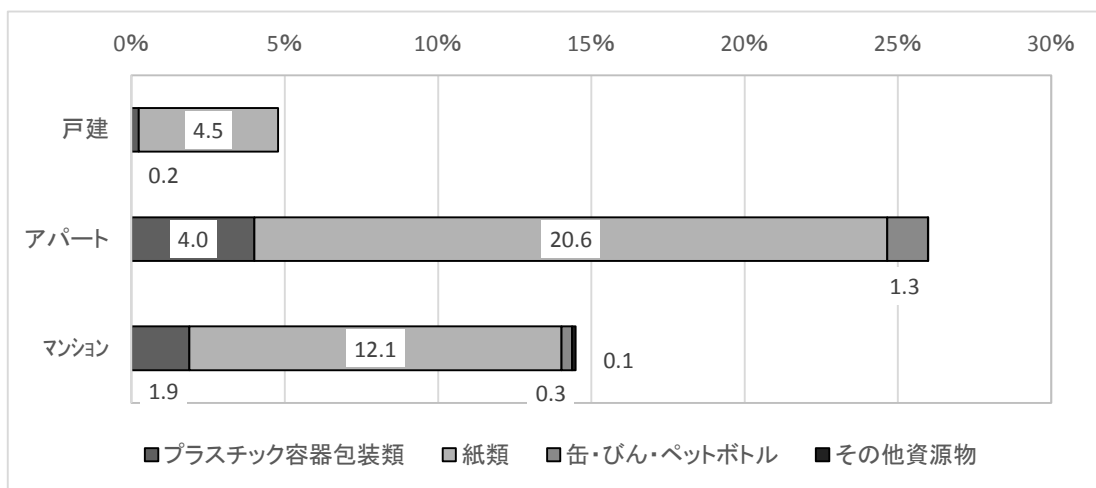
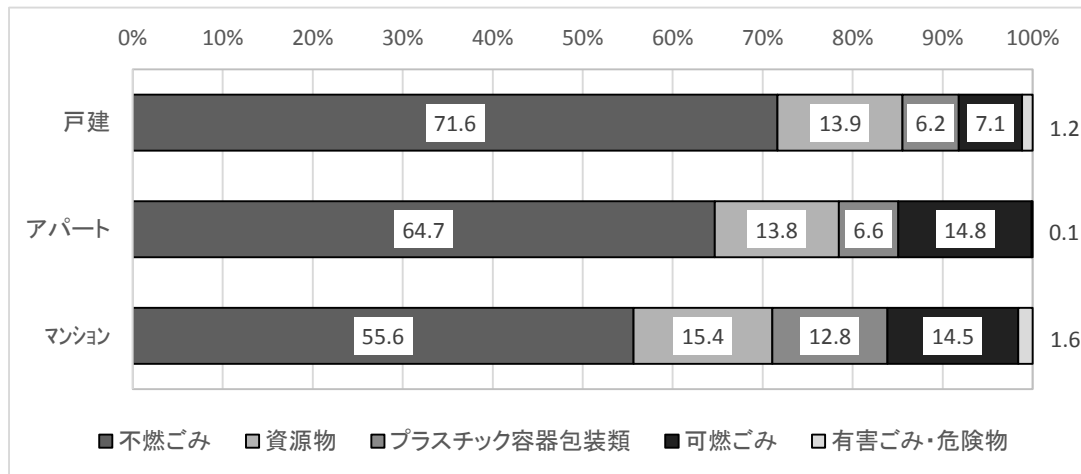


図 3-12 可燃ごみ中の資源物の内訳

②不燃ごみ

平成 27 度実施した家庭系不燃ごみのごみ質分析結果を図 3-13 に示します。
適正排出となる不燃ごみの割合は、約 55～75%となっています。



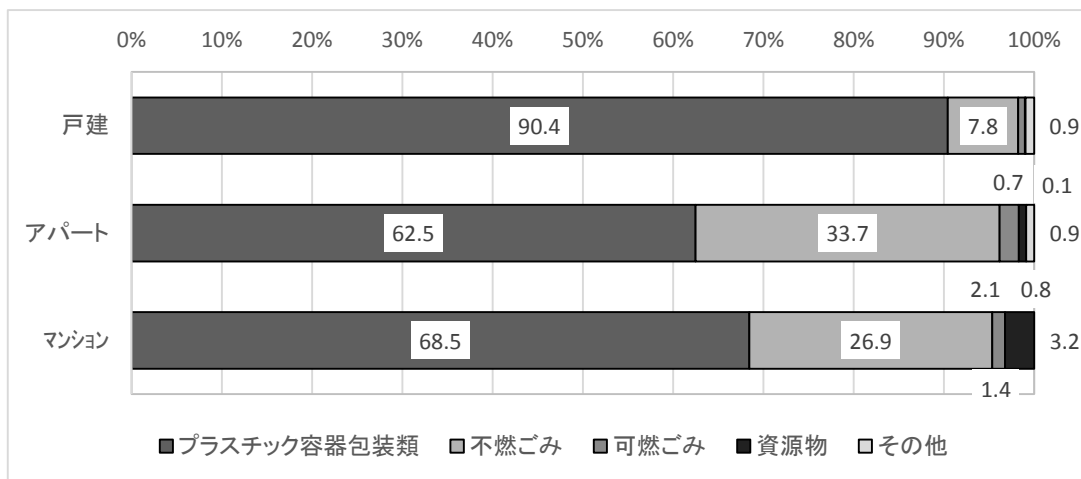
※組成割合は、桁数処理の関係で合計が 100%にならない場合があります。

図 3-13 不燃ごみの組成分析結果

③プラスチック容器包装類

平成 27 度を実施した家庭系プラスチック容器包装類のごみ質分析結果を図 3-14 に示します。

適正排出となるプラスチック容器包装類の割合は、約 60～90%となっています。



※組成割合は、桁数処理の関係で合計が 100%にならない場合があります。

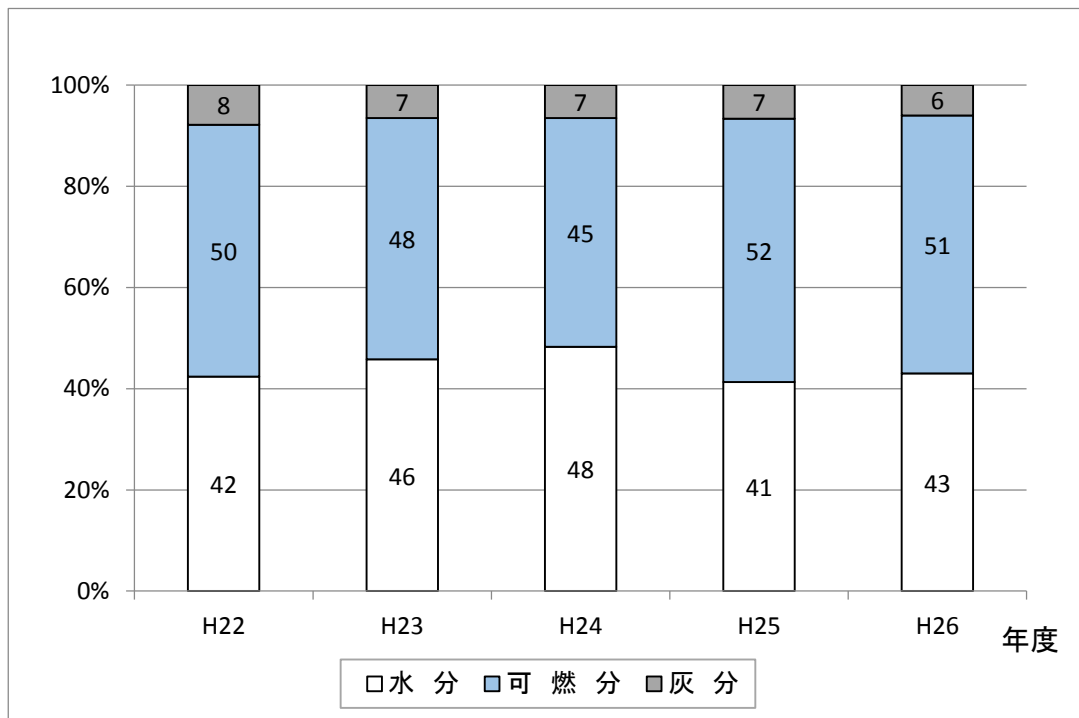
図 3-14 プラスチック容器包装類の組成分析結果

7) 組合におけるごみ質分析結果

柳泉園組合における可燃ごみの三成分値を図 3-15 に示します。平成 26 年度では水分が 43%、可燃分が 51%、灰分が 6%となっています。

柳泉園組合における可燃ごみの種類組成を図 3-16 に示します。平成 26 年度では紙類が 46.2%、プラスチックが 20.8%、厨芥及び木・草が 8.9%等となっています。

可燃ごみの低位発熱量を図 3-17 に示します。平成 26 年度の低位発熱量は、2,475kJ/kg となっています。



※組成割合は、桁数処理の関係で合計が 100%にならない場合があります。

図 3-15 ごみ質分析結果の推移（三成分）

第3章 ごみ処理基本計画

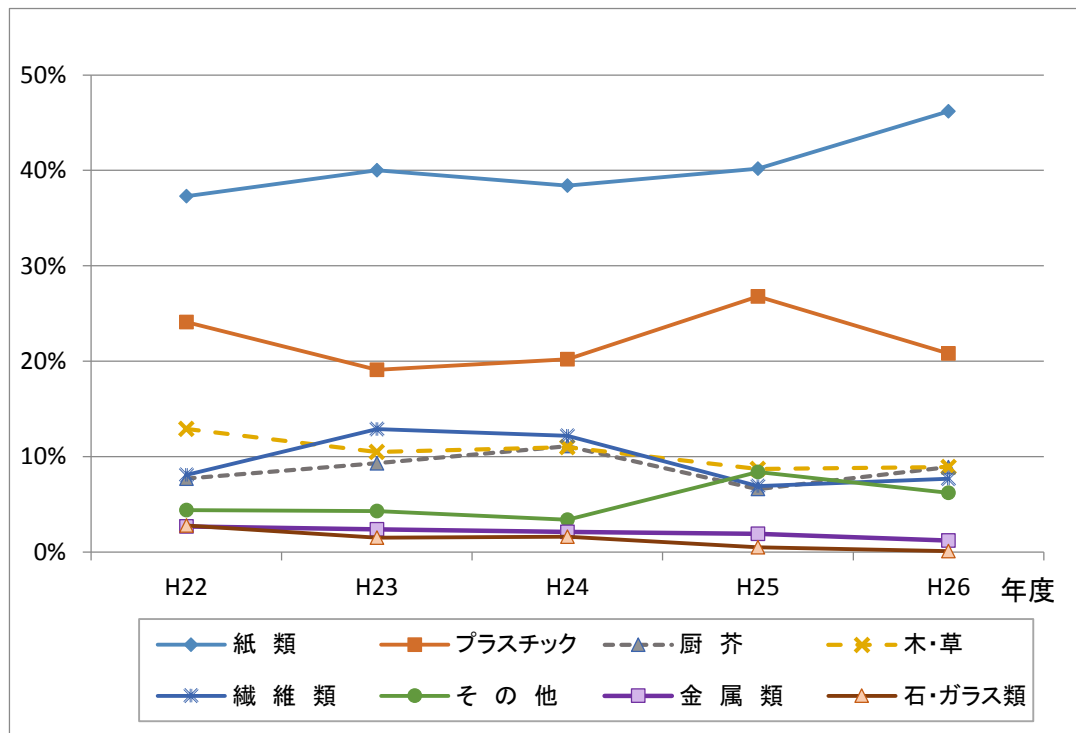


図 3-16 ごみ質分析結果の推移（種類組成）

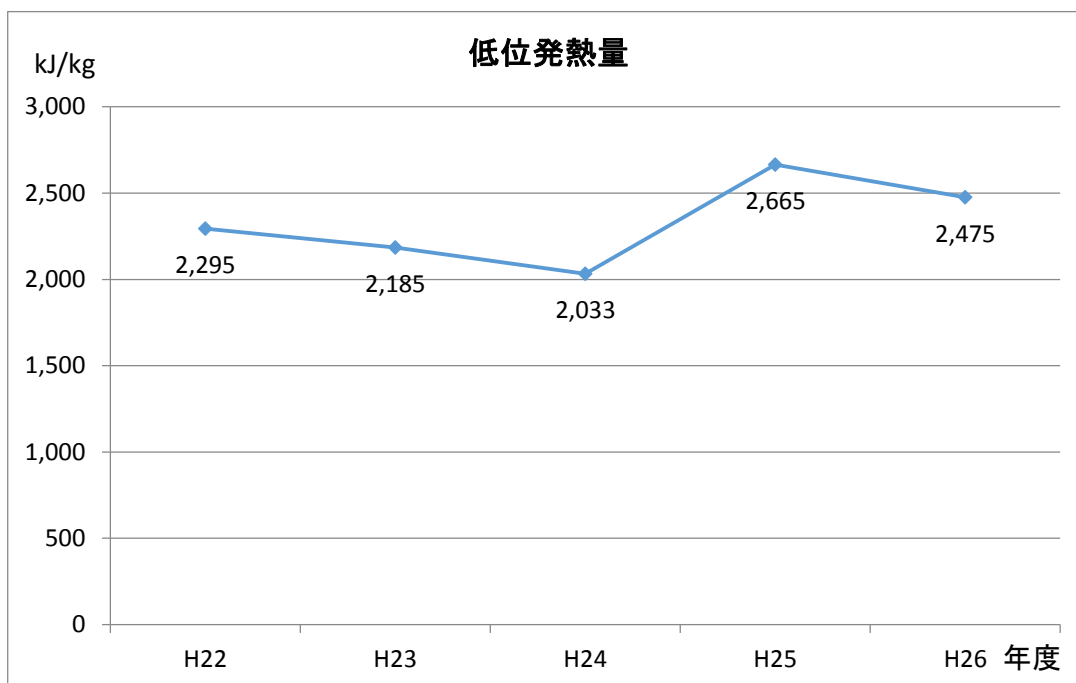


図 3-17 ごみ質分析結果の推移（低位発熱量）

8) 最終処分量

本市の最終処分量は、平成 19 年度以降、焼却残渣をエコセメント化施設に搬入しているため、0 t となっています。

9) 処理フロー

本市のごみ処理フローを図 3-18 に示します。

第3章 ごみ処理基本計画

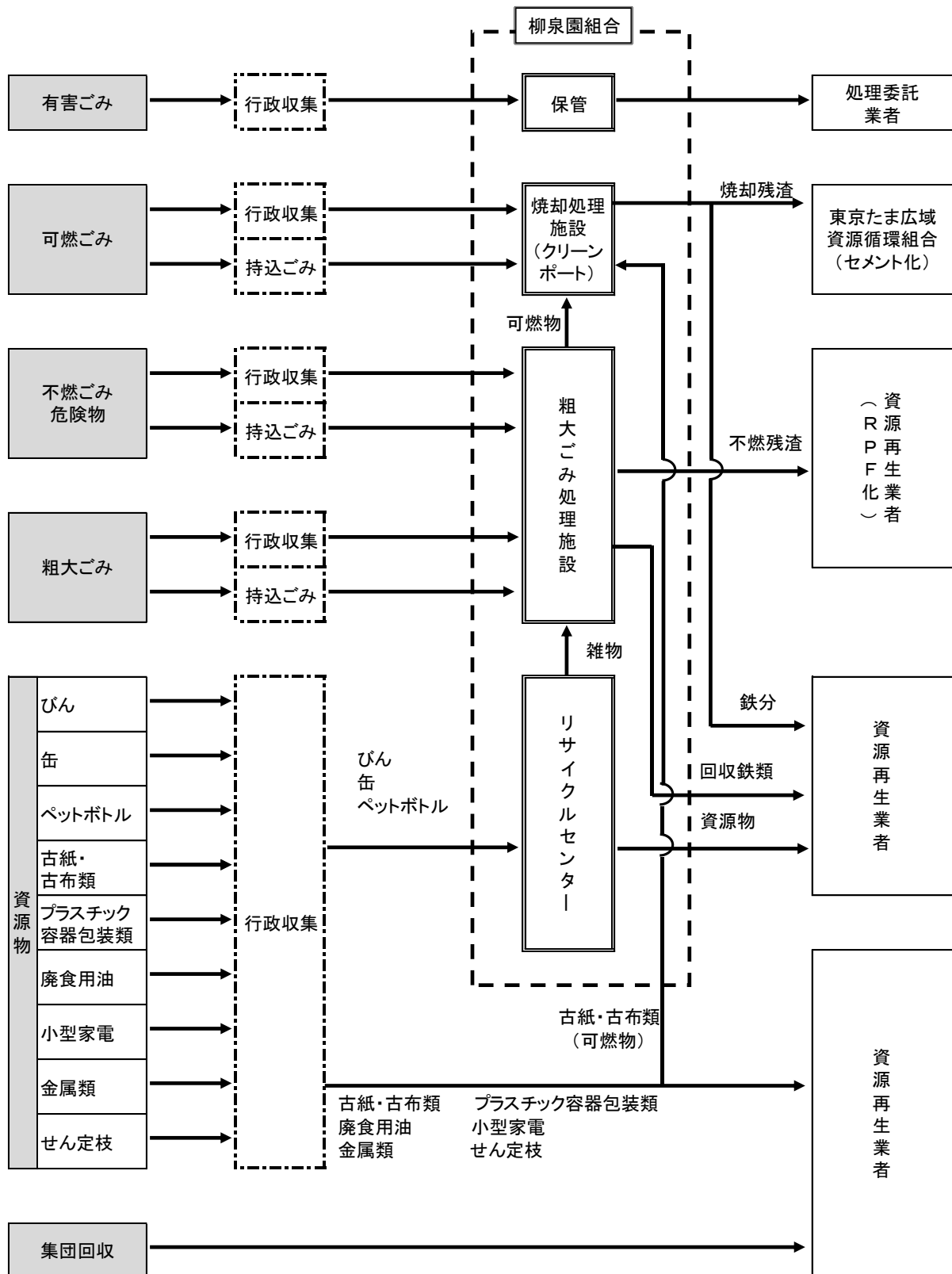


図 3-18 ごみの処理フロー

(5) ごみ減量化・再生利用の状況

1) 児童に対する環境教育

ごみの施策（分別の仕方）や食品ロス、ダンボールコンポスト等についての出前講座を実施しています。また、学校給食で発生する残飯の堆肥化も実施しています。

2) 広報活動・情報提供

収集日程表を全戸配布するとともに、市報、ホームページと年3回発行している「エコ羅針盤」による情報提供も実施しています。また、スマートフォン用アプリにより、収集日程や分別方法を周知しています。

3) エコプラザ西東京の活用

平成20年3月に竣工したエコプラザ西東京で、家具等の再生や「りさいくる市」を開催するなど、啓発活動を行っています。

4) 生ごみ減量化処理機器等購入助成制度

生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機器等について購入助成を行っています。生ごみ処理機器等の購入助成金及び交付件数の実績を表3-17に示します。

表3-17 生ごみ処理機器購入助成金及び交付基数の実績

	H23	H24	H25	H26	H27
交付基数	56	70	79	54	56
助成金額(円)	1,165,700	1,521,000	1,721,100	1,179,000	1,302,400

※平成15年度までは購入金額の1/2の助成 上限30,000円

※平成16年度からは購入金額の1/2の助成 上限40,000円

5) せん定枝等の堆肥化

可燃ごみの減量と資源化の促進のため、せん定枝や落ち葉を市・委託業者が回収し、民間事業者に引き渡して堆肥化及び助燃材として資源化しています。平成27年度は500t/年資源化しました。

6) 生ごみの資源化

可燃ごみの減量と資源化の促進のため、250世帯を対象に週2回分別した生ごみを回収し、民間事業者に引渡してリサイクル土壌の材料として資源化を行っています。平成27年度は25t/年資源化しました。

7) 硬質プラスチックの資源化

硬質プラスチックの資源化は、不燃ごみの減量と資源化の促進のため、粗大ごみで回収した衣装ケース等の硬質プラスチックや年9回行われる市主催のりさいくる市に持ち込まれたものを民間業者に引き渡して資源化しています。平成27年度は54t/年資源化しました。

8) 集団回収

集団回収に参加する団体は減少傾向にあります。市では、年に1度、回収団体との懇談会を実施しています。

集団回収団体の実績を表3-18に、集団回収による資源物回収量の実績を表3-19に示します。

表3-18 集団回収団体の実績

項目 年度	実施団体数 (団体)	奨励金額 (円)	業者委託料 (円)
H23	374	24,949,638	8,411,904
H24	371	24,693,718	8,413,137
H25	373	24,127,054	8,238,426
H26	376	23,768,528	8,433,202
H27	368	23,224,852	8,263,796

表3-19 集団回収による資源物回収量の実績

項目 年度	H23	H24	H25	H26	H27
古紙・古布類 (t)	3,568	3,531	3,447	3,395	3,325
金属類 (t)	1	1	1	1	1
合計 (t)	3,569	3,532	3,448	3,396	3,326

9) 戸別収集の実施

有料化に合わせて、平成19年9月より可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック容器包装類の戸別収集を実施しています。マンション、アパートでは、フックを使用した部屋別収集も実施しており、排出者責任の明確化を目的とした収集方法を行っています。

10) ふれあい収集

市では、対象基準に該当するごみ出しが困難な高齢の方や障害のある方について、申し込みにより戸別訪問収集を実施しています。

11) 集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度

ごみ・資源物集積所について、排出状況が適切かつ清潔に保たれている集積所を優良排出集積所として認定し、ごみの減量と資源化および環境美化を推進しています。

平成28年8月1日現在、23件を優良集積所として認定し、市のホームページで公表しています。

12) 焼却残渣のエコセメント化と不燃残渣のRPF化

最終処分場である二ツ塚処分場では、柳泉園組合で焼却した焼却残渣のエコセメント化を平成18年度から実施しています。また、不燃残渣については、RPF化を行っています。

2 課題の整理

課題1 ごみの排出抑制

本市のごみ・資源排出量は、近年では大幅に減少することではなく、概ね横ばいの状態となっています。また、原単位は、国平均や都平均に比較して格段に低い状況にあります。今後は、国や都でも取り組みが進められている食品ロスの削減対策を強化するなど、今まで以上に発生抑制を推進していくことが、課題となります。

- 食品ロス削減対策の推進
- さらなる発生抑制・資源化の推進

課題2 資源化率の向上

集団回収量、直接資源化量等に関しては、近年ほぼ横ばいで推移しており、その中でも、集団回収量は減少傾向となっています。また、組成調査の結果からわかるように、可燃ごみの中に資源となる紙類やプラスチック容器包装類の混入が多くあることから、分別の徹底が課題となります。

- 集団回収の活動の活性化
- ごみ・資源の分別徹底
- 雑紙入れ袋の使用の普及
- 生ごみの資源化
- 資源物の戸別回収

課題3 事業系ごみ対策

事業系ごみは排出者責任で処理・資源化することが原則であることから、事業系ごみに対する発生抑制・減量化の取り組みを推進しています。各種リサイクル法に基づくリサイクルルートの活用、構築及び今後、法の改正や新法の施行に合わせて事業者への周知徹底や指導を図ることが課題となっています。

- 事業系ごみ発生抑制
- 分別の徹底
- 回収ルートの確保
- 事業者の自己処理の継続

課題4 集合住宅への配慮

組成調査の結果からわかるように、分別協力率は戸建住宅に比べて、集合住宅が低くなっています。戸建住宅における戸別収集は、ほぼ徹底されており、分別協力率も向上しています。今後は、集合住宅の所有者等の協力体制を強化し、集積所への適正排出の周知や清掃などの維持管理を行っている所有者は、申請により優良排出者管理の認定を行い、優良集積所を広く市民に周知します。また、集合住宅などにおけるフック方式の戸別排出を更に普及し、発生抑制、分別の徹底を図ることが課題となります。

- 集合住宅に対するフック方式等の戸別収集の普及
- 新たな分別区分への対応
- 集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度の活用

課題5 安全で安定した処理

本市、清瀬市、東久留米市の3市による共同処理、多摩地域25市1町における焼却残渣のエコセメント化、民間活用による不燃残渣のRPF化等について安全で安定した処理を継続することが課題となります。

- 安定した共同処理の継続
- 民間活用によるリサイクルの推進

課題6 環境負荷の軽減

ごみ・資源の収集ルートや収集頻度など収集・運搬に関するシステムを見直し、収集・運搬の効率化を図ることで、環境負荷を軽減することが課題となります。

- 収集・運搬体系の見直し

3 ごみ処理の基本方針

(1) 基本目標

西東京市では、家庭ごみの有料化、可燃ごみ、不燃ごみ等の戸別収集、プラスチック容器包装類の分別収集の実施により、ごみ排出量が大幅に減少しました。

しかしながら、近年では、ごみ・資源排出量、資源化率は横ばい状態となっています。新たな取り組みの周知徹底や拡充を図り、更なるごみの資源化・減量化を推進することが重要です。それにより貴重な資源を有効に活用し、環境負荷を軽減した循環型社会の構築を念頭に置き、西東京市における豊かな暮らしを次世代に引き継ぎ持続的な発展を遂げるために、ごみ処理基本計画の基本目標を次のとおりとします。

《ごみ処理基本計画の基本目標》

西東京市において、循環型社会をさらに進展するために、市民一人ひとりの意識づくりや、ごみの発生抑制、再使用、再生使用を推進します。事業者は、事業者同士の連携を図り、環境を踏まえた自己処理に努め、市は、市民・事業者の取り組みを支援することや、市民・事業者が協働して行える仕組みづくりや、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。

目標とするまちづくり

- ◆天然資源の消費を減らし、環境負荷が少なく、資源が循環して活用されるまち
- ◆ごみの排出者責任、自己管理責任が市民、事業者に根付いているまち
- ◆消費者・事業者がお互いに環境配慮しているまち
- ◆ごみの減量化・資源化に向けて、市民・事業者・行政が協働するまち
- ◆地域の民間事業者が有するリサイクル技術・処理技術が活かせるまち
- ◆多様な循環型社会基盤が整備され、市民がリサイクルに取り組みやすいまち
- ◆処理・処分体制が充実し、快適な生活環境が保全されるまち

(2) 基本方針

基本目標を達成していくため、取り組みの柱となる基本方針を次のとおりとします。

方針1：協働によるごみの発生抑制・資源化の推進

これまで行ってきたごみの発生抑制や資源化への推進の取り組み成果から、市民・事業者側の環境に配慮したライフスタイルが定着しつつあります。今後は、新たな展開として、市民はコミュニティを通じて、意識の向上や拡充を図り、事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任を踏まえた事業活動を徹底し、行政は市民・事業者の取り組みを促すための施策を実施するなど、三者の協働による取り組みを推進していきます。

方針2：環境負荷の少ないごみの適正処理・処分の実施

ごみを効率的・効果的に資源化するため、分別の徹底を図ります。

さらに、柳泉園組合における共同処理による資源化とエネルギー活用を推進します。

(3) 取り組みの体系

取り組みの体系を図 3-19 に示します。

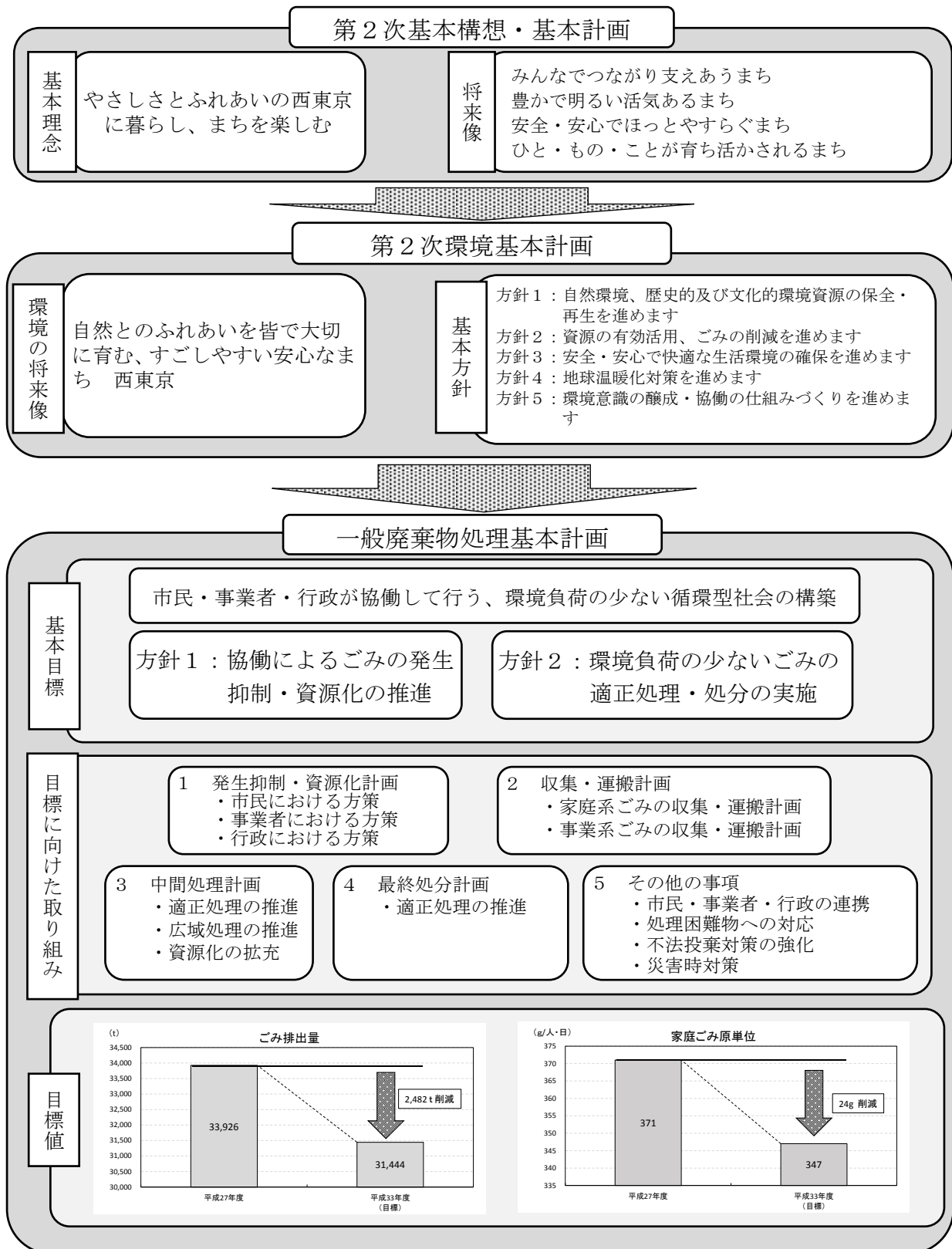


図 3-19 取り組みの体系

4 目標値

(1) 将来人口の設定

本市の将来人口は、「西東京市人口ビジョン」（平成 28 年 3 月）での将来人口推計結果（独自推計）に基づき、以下のとおり設定しました。

西東京市人口ビジョンでは、平成 32 年を 203,775 人、平成 37 年を 203,670 人として設定し、その間、平成 32 年度までは等差級数的に増加、平成 32 年度から平成 33 年度までは等差級数的に減少させています。平成 27 年度から平成 32 年度までは毎年 981 人増、平成 32 年度から平成 33 年度までは 21 人減となっています。将来人口を表 3-20 に示します。

表 3-20 将来人口推計

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
西東京市人口ビジョン	推計値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	203,775	-
現状人口	実績値	197,973	198,081	197,607	198,026	198,869		-	-	-	-	-
将来人口	推計値	-	-	-	-	-	199,850	200,831	201,812	202,793	203,775	203,754

※人口の実績値は、各年度10月1日を使用。

(2) ごみ・資源量の推計手順（現状維持）

平成 33 年度までのごみ・資源量の推計値について、以下のとおり設定しました。

推計方法は、平成 23～27 年度までの実績値を基に、トレンド推計（資料編を参照）により平成 28 年度から平成 33 年度までのごみ・資源量を推計します。

ごみ・資源量の推計手順を図 3-20 に示します。

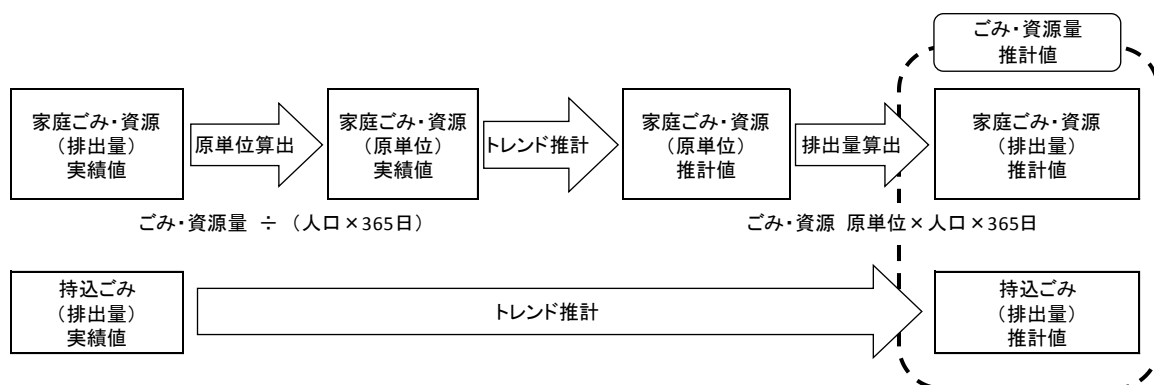


図 3-20 ごみ・資源量の推計フロー

(3) ごみ・資源量の推計（現状維持）

過去5年間のごみ・資源量の推移から、新たな施策や対策を実施せず現状維持のまま推移した場合のごみ・資源量の推計結果（現状維持）を表3-21に、ごみ・資源原単位の推計結果を表3-22に示します。なお、排出量（推計値）、原単位については、表示桁数より低い値が含まれるため、各合計が一致しない場合があります。

表 3-21 将来ごみ・資源排出量推計（現状維持）

	単位	実績値					推計値						
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
人口	人	197,973	198,081	197,607	198,026	198,869	199,850	200,831	201,812	202,793	203,775	203,754	
ごみ排出量	t/年	34,195	34,374	34,569	34,547	33,926	33,860	34,140	34,314	34,438	34,542	34,502	
	t/年	27,921	27,587	27,338	27,130	26,972	26,799	27,010	27,153	27,261	27,357	27,312	
	t/年	24,151	23,913	23,691	23,554	23,327	23,475	23,509	23,553	23,606	23,664	23,610	
	t/年	3,560	3,468	3,453	3,387	3,459	3,142	3,321	3,419	3,476	3,512	3,521	
	t/年	153	153	139	132	132	128	125	124	124	125	126	
	t/年	57	53	55	57	54	55	55	55	56	56	56	
	t/年	6,274	6,787	7,231	7,417	6,954	7,061	7,130	7,161	7,177	7,185	7,190	
	t/年	6,238	6,753	7,202	7,361	6,895	7,006	7,073	7,103	7,117	7,123	7,126	
	t/年	17	17	11	31	28	27	28	29	30	31	32	
	t/年	19	17	18	25	31	28	29	29	30	31	32	
資源量	t/年	16,731	16,946	17,598	17,393	17,273	17,423	17,536	17,617	17,688	17,757	17,736	
行政資源回収量	t/年	13,162	13,415	14,151	13,998	13,949	14,063	14,183	14,268	14,340	14,410	14,404	
缶	t/年	580	564	555	532	506	516	512	508	506	504	499	
びん	t/年	1,925	1,860	1,874	1,928	1,873	1,893	1,900	1,907	1,914	1,922	1,920	
古紙・古布類	t/年	7,205	6,997	7,421	7,245	7,131	7,245	7,297	7,337	7,374	7,410	7,409	
ペットボトル	t/年	615	613	629	618	625	611	624	631	635	638	638	
硬質プラスチック	t/年	9	52	54	54	54	52	54	55	55	55	55	
プラスチック容器包装類	t/年	2,346	2,345	2,396	2,384	2,360	2,379	2,393	2,405	2,417	2,430	2,430	
金属類	t/年	216	432	410	384	396	408	410	413	415	417	416	
非鉄類	t/年	41	53	68	78	77	72	77	80	81	83	83	
廃食用油	t/年	49	51	51	50	51	50	51	51	52	52	52	
一次処理物・生ごみ	t/年	-	-	2	8	25	23	23	23	23	23	23	
せん定枝	t/年	176	250	350	350	500	468	494	509	518	524	526	
小型家電	t/年	-	198	341	367	351	348	348	349	351	353	352	
集団回収量	t/年	3,569	3,531	3,447	3,395	3,324	3,360	3,353	3,349	3,347	3,348	3,333	
ごみ・資源量	t/年	50,926	51,320	52,167	51,940	51,199	51,283	51,677	51,931	52,125	52,299	52,239	
資源化率	%	32.9	33.0	33.7	33.5	33.7	34.0	33.9	33.9	33.9	34.0	34.0	

表 3-22 将来ごみ・資源排出原単位推計（現状維持）

	単位	実績値					推計値					
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
家庭系ごみ	g/人日	385.3	381.6	379.0	375.3	370.6	367.4	368.5	368.6	368.3	367.8	367.2
可燃ごみ	g/人日	333.3	330.7	328.5	325.9	320.5	321.8	320.7	319.8	318.9	318.2	317.5
不燃ごみ	g/人日	49.1	48.0	47.9	46.9	47.5	43.1	45.3	46.4	47.0	47.2	47.3
粗大ごみ	g/人日	2.1	2.1	1.9	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
有害ごみ	g/人日	0.8	0.7	0.8	0.8	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7
資源量	g/人日	230.9	234.4	244.0	240.6	237.3	238.9	239.2	239.2	239.0	238.7	238.5
行政資源回収量	g/人日	181.6	185.5	196.2	193.7	191.6	192.8	193.5	193.7	193.7	193.7	193.7
缶	g/人日	8.0	7.8	7.7	7.4	7.0	7.1	7.0	6.9	6.8	6.8	6.7
びん	g/人日	26.6	25.7	26.0	26.7	25.7	26.0	25.9	25.9	25.9	25.8	25.8
古紙・古布類	g/人日	99.4	96.8	102.9	100.2	98.0	99.3	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6
ペットボトル	g/人日	8.5	8.5	8.7	8.6	8.6	8.4	8.5	8.6	8.6	8.6	8.6
硬質プラスチック	g/人日	0.1	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
プラスチック容器包装類	g/人日	32.4	32.4	33.2	33.0	32.4	32.6	32.6	32.7	32.7	32.7	32.7
金属類	g/人日	3.0	6.0	5.7	5.3	5.4	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6
非鉄類	g/人日	0.6	0.7	0.9	1.1	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
廃食用油	g/人日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
一次処理物・生ごみ	g/人日	-	-	0.0	0.1	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
せん定枝	g/人日	2.4	3.5	4.9	4.8	6.9	6.4	6.7	6.9	7.0	7.1	7.1
小型家電	g/人日	-	2.7	4.7	5.1	4.8	4.8	4.8	4.7	4.7	4.7	4.7
集団回収量	g/人日	49.3	48.8	47.8	47.0	45.7	46.1	45.7	45.5	45.2	45.0	44.8
家庭系ごみ+行政資源回収量	g/人日	567.0	567.1	575.2	569.0	562.2	560.2	562.0	562.3	562.0	561.5	560.9

（４）基本目標達成のための役割

基本目標を達成するため、市民・事業者・行政はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

市民の役割

市民一人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという認識と責任を持って、ごみの減量化・資源化への取り組みの中心的な役割を担っていく必要があります。

ごみの発生抑制、再使用を優先したライフスタイルを意識し、地域における、ごみ減量、リサイクル活動に積極的に参加するとともに、耐久性のある製品や再生利用しやすい製品を購入するなど、自ら実践していくことが大切です。

事業者の役割

事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを認識し、発生・排出抑制、資源化によりごみの減量を図るとともに、適正処理を推進する必要があります。

また、製品の製造・流通に関わる者として、長持ちする製品の開発や容器包装の簡素化、修理体制の整備など、ごみの発生抑制やリユース・リサイクルに取り組む必要があります。

事業活動の中で廃棄物の有効活用を進め、ゼロエミッション社会の実現を目指していくことも求められています。

行政の役割

市は、自ら率先してごみの発生抑制や資源化を維持するとともに、市民や事業者に対して、環境に関する情報や学習機会の提供に努めます。

市民・事業者の自主的な活動を支えるとともに、地域・市民団体・事業者がごみの発生抑制や資源化に向けた最適な手法を共有するための土台作りを進めます。

ごみの発生抑制・資源化を推進するため、各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、ごみの分別区分や収集体制を見直すなど、新たな施策を立案・実施します。

また、ごみの適正な処理・処分を推進するために、近隣市との広域的な協力体制を強化するとともに、新たに災害対策についての検討を進めます。

(5) 達成目標の設定

1) 計画目標項目（目標（平成 33 年度））

平成 33 年度を目標年度とし、資源化・減量化目標を設定します。

平成 27 年度実績を基準とし、資源化・減量化の進行を計る指標には、以下のものを用います。

① 家庭ごみ原単位＝（可燃ごみ＋不燃ごみ＋粗大ごみ＋有害ごみ）

家庭から排出される、1 人 1 日あたりのごみ量（g/人・日）。

② ごみ排出量＝（家庭ごみ＋持込可燃ごみ）

家庭から排出されるごみと、柳泉園組合へ搬入されるごみ量の合計（t/年）。

③ ごみ・資源原単位＝（家庭ごみ＋分別回収資源物）

（①＋資源物の収集量）（g/人・日）。

「多摩地域ごみ実態調査」での掲載値であり、多摩地域内の他市町村との比較に利用。

④ 資源化率＝資源物排出量/（資源物排出量＋ごみ排出量）

資源物＝（分別回収＋集団回収）

資源化の推進状況を計る指標（％）。

2) 目標値（平成 33 年度）

平成 33 年度の目標値を以下のとおりとします。なお、社会・経済情勢の変化や技術革新、また国・東京都における方針や法律・制度の変更など、諸条件に変動があった場合においては、見直しを行うこととします。

家庭ごみ原単位：平成 27 年度実績に対し約 6%、24g の削減を目指します。

ごみ排出量：平成 27 年度実績に対し約 7%、2,482t の削減を目指します。

ごみ・資源原単位：平成 27 年度実績に対し約 2%、11g の削減を目指します。

資源化率：平成 27 年度実績に対し 4%上昇の 37.1%を目指します。

表 3-23 減量・資源化目標値

区分	単位	平成 27 年度	平成 33 年度 (目標)	説明
家庭ごみ原単位	g/人・日	371	347	約 24g 削減 約 6%削減
ごみ排出量	t/年	33, 926	31, 444	約 2, 482t 削減 約 7%削減
ごみ・資源原単位	g/人・日	562	551	約 11g 削減 約 2%削減
資源化率	%	33. 7	37. 1	約 4%上昇

(6) 目標値に向けて

計画の目標達成に向けて、各項目における施策の効果を表 3-24 に示すとおりに設定しました。ごみ・資源量推計値（施策の効果あり）を表 3-25、ごみ・資源原単位推計（施策の効果あり）を表 3-26 に示します。なお、排出量（推計値）、原単位については、表示桁数より低い値が含まれるため、各合計が一致しない場合があります。

表 3-24 目標達成に向けて

ごみ・資源の対象		増減量	重点施策
家庭ごみ・資源	可燃ごみ (原単位)	平成 27 年度の実績値から 毎年度 1.5%ずつ減量	ごみの分別の徹底、生ごみの資源化、資源の戸別収集
	不燃ごみ (原単位)	平成 27 年度の実績値から 毎年度 1.0%ずつ減量	
	不燃ごみ (持込ごみ)	平成 27 年度の実績値から 毎年度 1.0%ずつ減量	
	古紙・古布類、硬質プラ、 プラ容器、金属、生ごみ、 せん定枝、小型家電、集団回収	平成 27 年度の実績値から 毎年度 1.0%ずつ増量	
事業系ごみ	可燃ごみ (持込ごみ)	平成 27 年度の実績値から 毎年度 2.0%ずつ減量	事業系排出マニュアルの作成、分別徹底指導

表 3-25 ごみ・資源量（施策の効果あり）

	単位	実績値						推計値					
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
人口	人	197,973	198,081	197,607	198,026	198,869	199,850	200,831	201,812	202,793	203,775	203,754	
ごみ排出量	t/年	34,195	34,374	34,569	34,547	33,926	33,455	33,067	32,683	32,306	31,935	31,444	
家庭系ごみ	t/年	27,921	27,587	27,338	27,130	26,972	26,642	26,388	26,138	25,889	25,644	25,277	
可燃ごみ	t/年	24,151	23,913	23,691	23,554	23,327	23,027	22,793	22,561	22,331	22,102	21,768	
不燃ごみ	t/年	3,560	3,468	3,453	3,387	3,459	3,432	3,414	3,397	3,379	3,361	3,327	
粗大ごみ	t/年	153	153	139	132	132	128	125	124	124	125	126	
有害ごみ	t/年	57	53	55	57	54	55	55	55	56	56	56	
持込ごみ	t/年	6,274	6,787	7,231	7,417	6,954	6,813	6,678	6,546	6,417	6,290	6,166	
可燃ごみ(事業系ごみ)	t/年	6,238	6,753	7,202	7,361	6,895	6,757	6,622	6,490	6,360	6,233	6,108	
不燃ごみ	t/年	17	17	11	31	28	28	27	27	27	27	26	
粗大ごみ	t/年	19	17	18	25	31	28	29	29	30	31	32	
資源量	t/年	16,731	16,946	17,598	17,393	17,273	17,472	17,726	17,974	18,222	18,475	18,638	
行政資源回収量	t/年	13,162	13,415	14,151	13,998	13,949	14,091	14,277	14,456	14,635	14,816	14,924	
缶	t/年	580	564	555	532	506	516	512	508	506	504	499	
びん	t/年	1,925	1,860	1,874	1,928	1,873	1,893	1,900	1,907	1,914	1,922	1,920	
古紙・古布類	t/年	7,205	6,997	7,421	7,245	7,131	7,218	7,326	7,435	7,546	7,659	7,734	
ペットボトル	t/年	615	613	629	618	625	611	624	631	635	638	638	
硬質プラスチック	t/年	9	52	54	54	54	55	55	56	57	58	59	
プラスチック容器包装類	t/年	2,346	2,345	2,396	2,384	2,360	2,389	2,425	2,461	2,497	2,535	2,560	
金属類	t/年	216	432	410	384	396	401	407	413	419	425	430	
非鉄類	t/年	41	53	68	78	77	72	77	80	81	83	83	
廃食用油	t/年	49	51	51	50	51	50	51	51	52	52	52	
一次処理物・生ごみ	t/年	-	-	2	8	25	25	26	26	26	27	27	
せん定枝	t/年	176	250	350	350	500	506	514	521	529	537	542	
小型家電	t/年	-	198	341	367	351	355	361	366	371	377	381	
集団回収量	t/年	3,569	3,531	3,447	3,395	3,324	3,381	3,449	3,518	3,588	3,659	3,714	
ごみ・資源量	t/年	50,926	51,320	52,167	51,940	51,199	50,927	50,792	50,657	50,528	50,409	50,082	
資源化率	%	32.9	33.0	33.7	33.5	33.7	34.3	34.9	35.5	36.1	36.6	37.2	

表 3-26 ごみ・資源原単位（施策の効果あり）

	単位	実績値					推計値						
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
家庭系ごみ	g/人日	385.3	381.6	379.0	375.3	370.6	365.2	360.0	354.8	349.8	344.8	339.9	
	g/人日	333.3	330.7	328.5	325.9	320.5	315.7	310.9	306.3	301.7	297.2	292.7	
	g/人日	49.1	48.0	47.9	46.9	47.5	47.0	46.6	46.1	45.7	45.2	44.7	
	g/人日	2.1	2.1	1.9	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	
	g/人日	0.8	0.7	0.8	0.8	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	
	資源量	g/人日	230.9	234.4	244.0	240.6	237.3	239.5	241.8	244.0	246.2	248.4	250.6
行政資源回収量	g/人日	181.6	185.5	196.2	193.7	191.6	193.2	194.8	196.2	197.7	199.2	200.7	
	g/人日	8.0	7.8	7.7	7.4	7.0	7.1	7.0	6.9	6.8	6.8	6.7	
	g/人日	26.6	25.7	26.0	26.7	25.7	26.0	25.9	25.9	25.9	25.8	25.8	
	g/人日	99.4	96.8	102.9	100.2	98.0	99.0	99.9	100.9	102.0	103.0	104.0	
	g/人日	8.5	8.5	8.7	8.6	8.6	8.4	8.5	8.6	8.6	8.6	8.6	
	g/人日	0.1	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	
	g/人日	32.4	32.4	33.2	33.0	32.4	32.7	33.1	33.4	33.7	34.1	34.4	
	g/人日	3.0	6.0	5.7	5.3	5.4	5.5	5.5	5.6	5.7	5.7	5.8	
	g/人日	0.6	0.7	0.9	1.1	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	
	g/人日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	
	g/人日	-	-	0.0	0.1	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	
	g/人日	2.4	3.5	4.9	4.8	6.9	6.9	7.0	7.1	7.1	7.2	7.3	
	g/人日	-	2.7	4.7	5.1	4.8	4.9	4.9	5.0	5.0	5.1	5.1	
	集団回収量	g/人日	49.3	48.8	47.8	47.0	45.7	46.4	47.0	47.8	48.5	49.2	49.9
	家庭系ごみ+行政資源回収量	g/人日	567.0	567.1	575.2	569.0	562.2	558.4	554.8	551.1	547.5	544.0	540.6

5 ごみ処理基本計画

(1) 発生抑制・資源化計画

市民、事業者、行政が連携して行動することにより、3Rを推進します。主体ごとの取り組みの体系を表 3-27 に示します。

表 3-27 主体ごとの取り組みの体系

取り組み項目		取り組み	取り組み内容
発生抑制・資源化計画	(1) 市民における方策	①	資源物の分別収集の活用
		②	生ごみの減量化・堆肥化
		③	マイバッグの利用と容器包装類の返却の推進
		④	使い捨て商品の使用抑制、再生品の使用推進
		⑤	環境美化活動
	(2) 事業者における方策	①	発生源における排出抑制・資源化
		②	過剰包装の自粛
		③	流通包装廃棄物の抑制
		④	使い捨て商品の使用抑制
		⑤	商品の延命化
		⑥	店頭回収等の実施
		⑦	多量排出事業者に対する減量化指導の徹底
	(3) 行政における方策	①	資源物の戸別収集の検討
		②	教育、啓発活動の充実
		③	飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制
		④	リユース食器の利用・普及
		⑤	グリーン購入の推進
		⑥	エコ・クッキングの啓発と生ごみ堆肥の有効活用
		⑦	集合住宅管理者等への指導
		⑧	家庭ごみ処理有料化の分析
		⑨	エコショップ認定制度の検討
		⑩	インセンティブによる発生抑制・資源化

1) 市民における方策

市民は、自らが次に示す行動を実践するとともに、事業者や行政が実施する取り組みに協力して、発生抑制、資源化に取り組みます。

① 資源の分別収集の活用

市民は、可燃ごみ等に含まれる資源物の混入を無くすため、分別排出の徹底から資源化を推進します。特に可燃ごみに混入している雑紙類の分別と不燃ごみに混入しているプラスチック容器包装類の分別を徹底します。また、新たに雑紙入れ袋を活用し排出しやすい環境を作り、ごみの減量と資源化の促進を図ります。

② 生ごみの減量化・堆肥化

市民は、可燃ごみの減量化を図るため、可燃ごみの約40%を占める生ごみのうちの約80%が水分なので、水きり用具や最初から濡らさない分別バケツ等の活用また、落ち葉を腐葉土にする腐葉土バッグ等を活用し、ごみの減量と堆肥資源化を拡充します。

③ マイバッグの利用と容器包装類の返却の推進

市民は、買い物時にマイバッグ等を利用するなどの過剰包装を断ることにより、包装材の発生を抑制します。また、スーパーなどが実施しているトレイ、ペットボトル、牛乳パック等の容器包装類の返却を活用します。

④ 使い捨て商品の使用抑制、再生品の使用推進

市民は、ごみや食品ロスの発生抑制のために必要以上の買い物をしない、再生資源の利用を促進するために、使い捨て商品の使用抑制と、再生品の選択、使用に努めます。また、リサイクルショップの活用や、フードバンク活動等に協力します。

⑤ 環境美化活動

市民は、環境フェスティバルによるごみ拾い散歩、環境美化キャンペーン、フリーマーケット等のイベントに参加し、楽しみながら、ごみの発生抑制、資源化の意識を高めるとともに、市民活動の輪を広げます。

2) 事業者における方策

事業者は、拡大生産者責任に則り、自らが次に示す行動を実践するとともに、市民や行政が実施する取り組みにも協力して、発生抑制、資源化に取り組みます。

① 発生源における排出抑制・資源化

事業者は、排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進します。また、事業者向けのごみ減量・資源化マニュアルを活用し、適正な排出やフードバンク等の社会貢献活動への協力を図ります。

② 過剰包装の自粛

事業者は、過剰包装を自粛します。

③ 流通包装廃棄物の抑制

事業者は、包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により流通包装廃棄物の発生を抑制します。なかでも、大規模事業者を中心に講習会を開催し、ごみの減量と資源化の周知を図ります。

④ 使い捨て商品の使用抑制

事業者は、使い捨て商品の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できる商品の採用及び自主回収、資源化ルートを構築します。

⑤ 商品の延命化

事業者は、アフターサービスの充実・低コスト化等、商品を長期にわたって利用できるサービスの提供を行います。

⑥ 店頭回収等の実施

事業者は、店舗や事業所において資源物の独自の店頭回収を推進します。また、空きスペースを市民、行政との協働による資源物の店頭回収等の活動拠点として活用します。

⑦ 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業者は、ごみの減量、資源化の推進を図るために、計画書を策定し、履行します。

3) 行政における方策

行政は、自らが模範となるように、次に示す行動を実践するとともに、市民、事業者と協力して、発生抑制、資源化に取り組みます。

① 資源物の戸別収集の検討

家庭ごみの分別減量と資源化促進、高齢化の進展に伴う排出困難者対策等の市民サービスの向上や、置きカゴによる事故防止等に向けて、資源物の戸別収集を検討します。

② 教育、啓発活動の充実

ア 学校における環境学習

環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すために小・中学校での環境学習を推進します。また、今後は新たに食品ロスについての教育を推進し、ごみの減量を図ります。

- 副読本の作成、配布

- 環境講座の開催回数の増加

- 電子紙芝居の作成、公表（DVDの学校への配布、市ホームページでの公開等）

イ 学習機会の充実

市民が気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうために環境フェスティバル等のイベント活動を通じて、ごみ減量や資源化の手法等の周知をします。

- ダンボールコンポスト等の相談会、リユースの方法などに関する出前講座の開催

ウ 情報の提供

市民・事業者に率先して発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえるよう、循環型社会を形成するための取り組みに関する情報を広報紙、ホームページ、分別アプリ、説明会等を活用して提供します。

- エコ羅針盤による定期的な啓発や市掲示板及びチラシによるポイント（特に重要な事項等）を絞った情報提供

- 市報、市ホームページ、スマートフォン用アプリにおける情報の充実

- 市民、市民団体等の実践行動の紹介

- 不要品の再使用を促進するため、不要品の情報収集・提供及び市民が不要となった物を持ち寄り交換するための場の提供などを推進します。

○水切りの方法やグッズに関する情報収集、有効な取り組みの紹介を推進します。

エ 地域における活動の活性化

地域における活動の情報収集及び情報提供を推進し、市民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにします。ごみの減量・資源化や環境問題に取り組んでいる市民、市民団体に対する支援を促進します。

また、地域コミュニティにおける人と人の結びつきを強め、単身者、外国人、転入者も含めた地域活動や排出ルールへの遵守を促進します。

○集団回収実施団体の意見交換会の定期的な開催、取り組みの改善

○大規模マンション等の集合住宅の建設、宅地開発等が行われる際は、入居者へ排出ルールや集団回収の周知徹底を図る

○ボランティアに対するごみ袋の無料配布

オ エコプラザ西東京における事業の周知及び活用

エコプラザ西東京において実施している、家具等の再生、りさいくる市、各種講座等の事業の周知・活用を図ります。また、市民及び市民団体等の環境学習、活動拠点としての利用を促進します。

市民主体の不用品交換システム等、市民のアイデアを活かした試行的な活動の場としての利用を図ります。

カ 事業者向け排出マニュアルの作成

事業系可燃ごみの発生抑制・減量・資源化を推進するために、事業者向けの排出マニュアルの作成をし、ごみの排出方法等の周知を行います。

③ 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制

民間事業者による店頭回収等の普及により、市民と事業者による資源化システムの構築を促進します。

マイバッグ運動を展開し、レジ袋等の削減を推進します。

○事業者と市が共同で店頭回収をPR

○多摩地区あるいは東京都全域におけるレジ袋無料配布中止の検討

④ リユース食器の利用・普及

マイカップ、マイ箸、マイ容器の利用を推進します。

関連する部署と連携、協力し、イベントなどにおけるリユース食器の利用を普及します。

- スーパー、コンビニエンスストア、飲食店等との共同キャンペーン
- 環境フェスティバル、市民まつり等におけるリユース食器の利用徹底

⑤ グリーン購入の推進

再生品等の供給面の取り組みに加えて需要面からの取り組みが重要であることから、市は率先して環境に配慮した物品等の調達を推進するとともに、環境に配慮した物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図ります。

- 市役所などにおけるグリーン購入の徹底

⑥ エコ・クッキングの啓発と生ごみ堆肥の有効活用

ア エコ・クッキングの励行の啓発

料理の際に発生する残飯などを抑制するため、食材を無駄なく使うエコ・クッキングの方法について講習会などを開催し啓発に努めます。

- 生涯学習、出前講座等での紹介
- エコ・クッキングナビゲーターの活用

イ 生ごみ堆肥の還元モデルの検討

生ごみ回収をして堆肥化したものを市民や公園管理などに還元し、緑化対策等の検証を行います。

⑦ 集合住宅管理者等への指導

集合住宅等に関しては、ごみの分別や排出ルールが守られていないケースがあり、集合住宅等の管理者、所有者に対し、集合住宅から発生する廃棄物の管理徹底を行います。また、管理者による集積所の適正な管理体制を図るために、優良排出管理者認定制度を活用し、管理体制を整えます。

- ルール違反が著しい集合住宅への個別指導
- フック式戸別排出方式の普及・啓発
- 優良排出管理者認定制度

⑧ 家庭ごみ処理有料化の分析

ごみ有料化実施後のごみ排出量、処理経費、市民意識等の変化を分析、検証し、必要に応じ制度の見直しを行います。

⑨ エコショップ認定制度の検討

過剰包装の抑制、資源物の店頭回収等、ごみの発生抑制・資源化に取り組む店舗をエコショップとして認定することで、地域における取り組みの活性化を図るため、エコショップ認定制度の導入を検討します。

⑩ インセンティブによる発生抑制・資源化

ごみの発生抑制や資源化の取り組みによる一定の成果に対して表彰するなどインセンティブ効果が期待できるシステムの構築について調査・研究します。

取り組みのイメージを次に示します。

○店頭回収を推進する事業者の支援（HP で PR 等）

○廃品回収について、基準以上の成果を上げた市民団体については、奨励金を配当する等

（2）収集・運搬計画

市民、事業者がルールを守ってごみを排出し、行政が迅速かつ衛生的に収集・運搬することにより、資源化及び適正処理を推進します。

収集・運搬における取り組みの体系を表 3-28 に示します。

表 3-28 収集・運搬における取り組みの体系

取り組み項目		取り組み	取り組み内容
収集・運搬計画	(1) 家庭系ごみの収集運搬計画	①	分別の徹底
		②	適正な収集回数
		③	市民サービスの充実
		④	収集・運搬車両の見直し
		⑤	資源集積所の管理徹底
	(2) 事業系ごみの収集・運搬計画	①	排出者責任の徹底
		②	許可業者による収集と自己搬入

1) 家庭系ごみの収集・運搬計画

① 分別の徹底

市民に対して、「西東京市ごみの分け方・出し方」に従って分別を徹底するよう周知を図ります。排出者の責任を明確にし、分別の徹底を促進するため、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック容器包装類の戸別収集方式を継続します。また、新たに資源物の戸別収集方式も検討します。

② 適正な収集回数

資源物の戸別収集の検討と併せ、市民に納得を得られる効率的な収集・運搬、適正な経費と収集回数を検討していきます。

③ 市民サービスの充実

高齢者や障害者等、ごみ出しや分別が困難な世帯を対象に、より適正な分別が図れるよう、ふれあい収集を継続します。

④ 収集・運搬車両の見直し

ごみの排出量、運搬車両数の削減を考慮し、電子機器等を使用し、収集ルート等をデータ化することにより、収集・運搬車両台数等の見直しを行います。

また、収集・運搬車両の排気ガスに含まれる温室効果ガス等の低減を図るため、新規導入にあたっては、低公害車の利用を推進します。

⑤ 資源集積所の管理徹底

自治会、廃棄物減量等推進員等と協力し、資源集積所の管理状況を定期的に監視し、資源集積所を利用する市民の自主的な管理を促進します。

2) 事業系ごみの収集・運搬計画

① 排出者責任の徹底

事業系ごみは、事業者自らが処理・処分を行います。

② 許可業者による収集と自己搬入

事業者が一般廃棄物を排出する場合には、家庭系ごみの分別区分に準じて、一般廃棄物処理業許可業者に収集を依頼するか、自ら処理施設に直接搬入します。

収集・運搬業の許可については、今後の社会経済状況の変動や事業系一般廃棄物処理量の推移を見極めたうえで、必要に応じ検討を行うこととします。

(3) 中間処理計画

分別収集されたごみの処理は、資源化を優先し、資源化できないものは、焼却処理を行い熱回収し、処理後に発生する残渣類は、減量化・有効利用を推進します。

中間処理における取り組みの体系を表 3-29 に示します。

表 3-29 中間処理における取り組みの体系

取り組み項目		取り組み	取り組み内容
中間 計画 処理	(1)適正処理の推進	①	適正処理の推進
	(2)広域処理の推進	①	広域処理の継続
		②	熱エネルギーの有効利用
	(3)資源化の拡充	①	民間活用の推進
		②	資源化の拡充

1) 適正処理の推進

① 適正処理の推進

分別収集したごみは中間処理し、資源化を優先的に行い、資源化が困難なごみについては焼却処理により熱回収（サーマルリカバリー）を行い、資源の循環が図りやすい処理体制を推進します。

2) 広域処理の継続

① 広域処理の継続

広域処理とは複数の自治体がお互いに協力してごみを共同処理することで、市単独で処理を行うよりも経済的、効率的な処理が可能となるものです。また、余熱利用なども多様化できるため低炭素社会の形成に寄与します。西東京市は、清瀬市、東久留米市とともに柳泉園組合における共同処理を継続します。

可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物（びん、缶等）を柳泉園組合で処理します。

また、古紙・古布類、金属類、小型家電、廃食用油、せん定枝は直接資源化事業者へ搬出し、プラスチック容器包装類は民間事業者へ中間処理を委託して、いずれも資源化します。

② 熱エネルギーの有効利用

柳泉園組合において焼却処理に伴い発生する余熱を活用し、ごみ発電し場内での利用や電力会社へ売電するとともに、室内プール、浴場への熱供給等の事業を継続します。

3) 資源化の拡充

① 民間活用の推進

リサイクルに関して優れた技術やノウハウを有する民間事業者について、安全性、効率性、経済性、信頼性等を確認した上で積極的に採用し、市の資源化事業を活性化していきます。

② 資源化の拡充

残渣類（焼却残渣等）の有効活用、資源分別回収量の増加、新たな分別回収品目の設定に備え、資源化施設の整備、民間活用、広域処理の可能性などを検討し、資源化の拡充を図ります。

(4) 最終処分計画

今後とも最終処分ゼロを推進します。最終処分における取り組みの体系を表 3-30 に示します。

表 3-30 最終処分における取り組みの体系

取り組み項目		取り組み	取り組み内容
最終処分計画	(1)最終処分対策	①	埋立量の削減
		②	広域処理の継続

1) 最終処分対策

① 埋立量の削減

ごみの発生抑制・資源化に係る取り組み、資源物の分別収集・資源化、不燃ごみ、粗大ごみの破碎・選別による徹底したごみの減量化・減容化により、埋立量ゼロを継続し、二ツ塚最終処分場を延命化します。

② 広域処分の継続

柳泉園組合で焼却処理後に発生する焼却残渣は、引き続き東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設で資源化します。

なお、不燃残渣に関しては、再資源化利用します。

(5) その他の事項

ごみ処理に関連する事項における取り組みの体系を表 3-31 に示します。

表 3-31 ごみ処理に関連する事項における取り組みの体系

取り組み項目		取り組み	取り組み内容
その他の事項	(1) 市民・事業者・行政の連携	①	廃棄物減量等推進審議会の運営、 廃棄物減量等推進員の活動
		②	環境美化の推進
	(2) 処理困難物への対応	①	適正な処理・処分の指導強化
		②	医療系廃棄物への対応強化
	(3) 不法投棄対策の強化	①	不法投棄対策の推進
	(4) 災害時対策	①	災害廃棄物処理計画の策定
		②	ごみ処理
		③	し尿処理

1) 市民・事業者・行政の連携

① 廃棄物減量等推進審議会の運営、廃棄物減量等推進員の活動

西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、ごみの減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項について審議し、取り組みの方向性を定めるために、西東京市廃棄物減量等推進審議会を運営します。また、地域レベルでのごみの発生抑制、資源化の取り組み、資源の分別排出の徹底などを推進するため、西東京市廃棄物減量等推進員の活動を支援します。

② 環境美化の推進

環境美化の推進及び市民の安全を図るために、ポイ捨て・路上喫煙防止キャンペーン、環境美化運動（ごみゼロの日等）の実施、地域ボランティア等を中心とした環境美化活動、各種広報等による啓発を推進し、市民・事業者・行政が一体となった環境美化活動に取り組んでいきます。

2) 処理困難物への対応

① 適正な処理・処分の指導強化

行政が収集しないタイヤ、バッテリー等は、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

② 医療系廃棄物への対応強化

在宅医療の増加に伴い、医療系廃棄物の増加が予想されることから、医療機関・薬局などによる回収等の促進及び医療機関・薬局と連携した適正な処理・回収ルートを活用するよう市民へ啓発します。

3) 不法投棄対策の強化

① 不法投棄対策の推進

西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、広報等を通じてごみの不法投棄、散乱の防止を図ります。

4) 災害時対策

① 災害廃棄物処理計画の策定

大規模災害時には、一時的に大量の廃棄物が発生するほか、交通の断絶等に伴い、平時と同じ収集・運搬・処理・処分の対応が困難である。そのため、災害廃棄物処理計画を策定し、事前に十分な対策を講じます。

② ごみ処理

西東京市地域防災計画に基づき、災害に伴い発生したごみを、委託事業者とも協議のうえ、なるべく早く収集・運搬し、処理する。また、柳泉園組合は速やかに点検を行い、稼働できるよう措置をとります。

③ し尿処理

西東京市地域防災計画に基づき、仮設トイレの設置、管理を行うとともに、処理施設被害状況に応じて、し尿の収集・処理の体制を確保します。

第 4 章 生活排水処理基本計画

- 1 生活排水処理の体系
- 2 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の体系

平成12年6月「循環型社会形成推進基本法」が施行され、これを契機に、特定の廃棄物を対象としたリサイクル法も次々と施行されています。

本市の生活排水処理の体系を図4-1に示します。

生活雑排水は、公共下水道の生活排水処理施設で処理を行っています。また、し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽等から発生する、し尿及び浄化槽汚泥は、柳泉園組合し尿処理施設で処理を行っています。

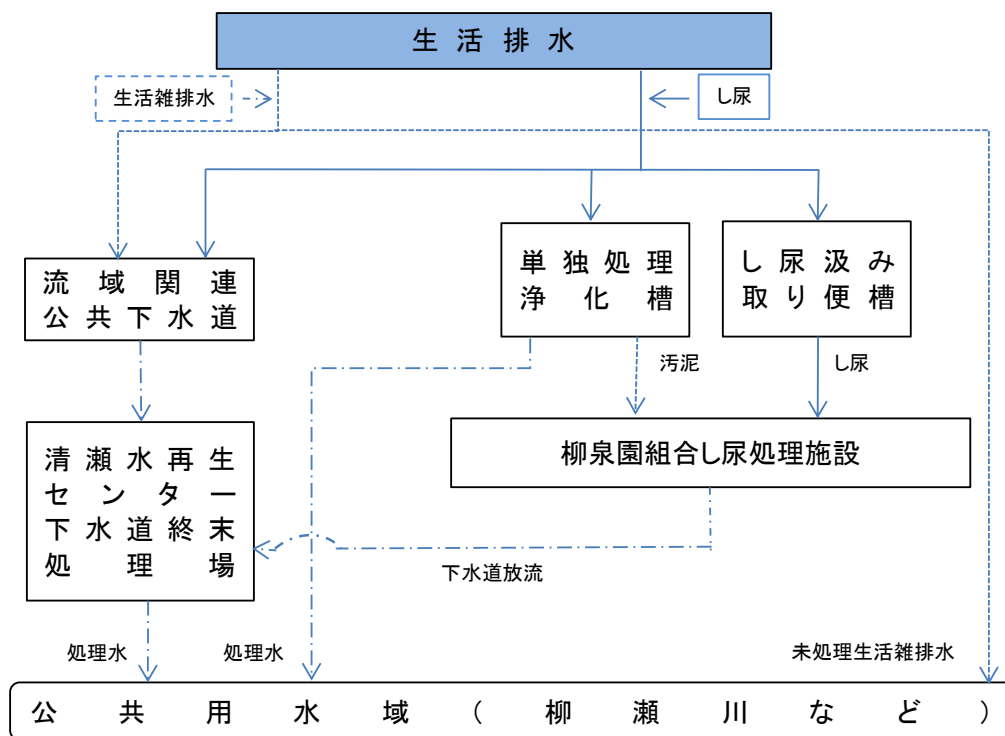


図 4-1 生活排水処理の体系

2 生活排水の適正処理計画

(1) 基本方針

生活排水はできる限り公共下水道で処理します。また、完全水洗化を推進しつつ、残存するくみ取り世帯から発生するし尿については、衛生的なし尿処理事業を維持していきます。

(2) 計画目標

完全水洗化を推進し、衛生的な処理事業を展開します。

(3) 生活排水の現状

1) 下水道普及率

公共下水道の普及率を以下に示します。

公共下水道の普及率は約 100%で推移しており、市域では、ほぼ全域に下水道が普及しています。

表 4-1 下水道普及率

区 分	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
行政区域人口 (A)	人	197,729	197,447	197,676	198,357	199,297
処理区域人口 (B)	人	197,723	197,445	197,674	198,357	199,296
水洗便所設置済人口	人	191,106	191,127	191,546	192,406	193,516
普及率 (B/A)	%	100%	100%	100%	100%	100%

注 各年度末現在の人口を示す。

資料 都市整備部下水道課

2) し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移

し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移を以下に示します。

表 4-2 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量の推移

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
し 尿	230	240	253	259	218
浄化槽汚泥	364	297	297	291	257
合 計	594	537	550	550	475

単位:kl/年

3) 処理方法

し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移を以下に示します。

柳泉園組合し尿処理施設に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は、施設内で適正処理された後、下水道に放流しています。前処理工程から発生するし渣及び汚水処理工程から発生する脱水汚泥は、同組合内のクリーンポートで焼却処理された後、エコセメントの原料として再利用されています。

表4-3 し尿処理施設概要

区 分	内 容
施設名称	し尿処理施設
所在地	東久留米市下里4-3-10
建設年月	着工：平成7年6月 竣工：平成8年3月
種類	前処理脱水方式
処理能力	35 kℓ/日
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥
主要設備	前処理設備：破砕機、ドラムスクリーン、スクリーンプレス 脱水設備：脱水機 脱臭設備：洗浄塔、ミストセパレータ、活性炭吸着塔
総事業費	576,800 千円

4) 生活排水排出量の予測

し尿搬入量、浄化槽汚泥搬入量は、過去4年間の実績値からトレンド推計により予測しました。推計結果を表4-4、図4-2に示します。

し尿搬入量は、平成27年度は218kℓ/年ですが、平成33年度は231kℓ/年と推計されました。

浄化槽汚泥搬入量は、平成27年度は257kℓ/年ですが、平成33年度は250kℓ/年と推計されました。

表4-4 し尿及び浄化槽汚泥の推計値

単位：kl/年

区 分	実績値					推計値					
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
し 尿	230	240	253	259	218	236	235	233	232	231	231
浄化槽汚泥	364	297	297	291	257	266	262	258	255	253	250
合計	594	537	550	550	475	502	497	491	487	484	481

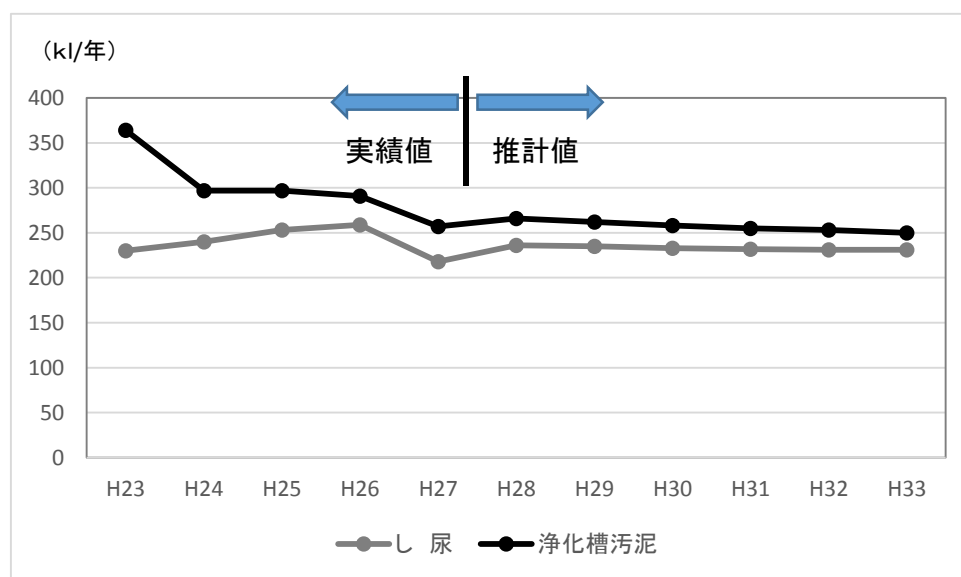


図4-2 し尿及び浄化槽汚泥の推計値

(4) 収集・運搬計画

今後も、収集運搬は業者に委託し行います。収集件数は今後も減少すると見込まれるため、可能な限り効率的な収集システムの構築を検討していきます。

(5) 中間処理計画

汲み取り便槽や合併処理浄化槽利用者が下水道の普及により減少すると予想されるため、し尿及び浄化槽汚泥の排出量は、減少傾向が見込まれます。

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理を、今後も継続して、清瀬市、東久留米市、柳泉園組合と連携して共同処理を行い、適切な処理を維持していきます。

資 料 編

1 トレンド推計

トレンド推計とは、過年度（過去5年間の基本とする）の実績値に回帰式を当てはめ、目標年度値（平成33年度）と実績値（平成27年度）との乖離が最も小さい回帰式を採用し将来推計値と設定しました。

ただし、取り組みの変更により実績値の推移が極端に変化している場合などには、その年度以降の実績を基に推計を行います。推計には原単位（g/人日）を用い、持込ごみは事業系ごみを含むことから排出量（t/年）を用いて推計します。原単位は品目ごとに推計し、そこに将来推計人口を乗じて年間のごみ排出量を予測します。

推計に用いる回帰式については以下に示すとおりとします。また、各区分の採用式は資料表1-1に示すとおりです。

《回帰式》

予測は時系列法で行っています。時系列法に用いた推計式は直線式、放物線式、一次指数式、べき乗式、ロジスティック式、半対数式です。6公式の特徴を以下に示します。

① 直線式 $Y = a + bT$

- ・過去のデータの伸びをそのまま推移させる公式
- ・増加あるいは減少傾向は一定

② 放物線式 $Y = a + bT + cT^2$

- ・過去のデータの伸びを遡増または遡減させる公式。
- ・増加あるいは減少傾向は最も急激。

③ 一次指数式 $Y = 10^{(a+bT)}$

- ・過去のデータの伸びを一定の比率で遡増または遡減させる公式

④ べき乗式 $Y = c + bX^a$

- ・過去のデータの伸びを徐々に増加させる公式
- ・実績値が増加し続ける条件で、最もあてはまりが良いとされている。

⑤ ロジスティック式 $Y = \frac{c}{1 + e^{(b-aT)}}$

- ・過去のデータの伸びを成長曲線（S字曲線）で表現した公式
- ・はじめは増加傾向が大きくなり続け、ある時点（編曲点）からは増加傾向が小さくなり、最終的にある値に収束する。

⑥ 半対数式 $Y = a + b \cdot \log(X + 1)$

- ・過去のデータの増加傾向または減少傾向を時間とともに鈍化させる公式。
- T : 西暦
- X : 実績データの初年度を0とした場合の経過年数

資料表 1-1 トレンド推計採用式一覧表

区分		採用式			
原単位	ごみ	可燃ごみ	半対数式		
		不燃ごみ	ロジスティック式		
		粗大ごみ	半対数式		
		有害ごみ	半対数式		
	資源	缶	半対数式		
		びん	半対数式		
		古紙・古布類	ロジスティック式		
		ペットボトル	ロジスティック式		
		硬質プラスチック	ロジスティック式		
		プラスチック容器包装類	べき乗式		
		金属類	ロジスティック式		
		非鉄類	ロジスティック式		
		廃食用油	ロジスティック式		
		一次処理物・生ごみ	ロジスティック式		
		せん定枝	ロジスティック式		
		小型家電	べき乗式		
		集団回収量	半対数式		
		持込ごみ	ごみ	可燃ごみ	ロジスティック式
				不燃ごみ	半対数式
				粗大ごみ	半対数式
し尿		半対数式			
浄化槽汚泥		半対数式			

2 西東京市廃棄物減量等推進審議会

● 西東京市廃棄物減量等推進審議会審議経過

回	日付	議題
第1回	平成28年5月16日	・ 諮問 ・ 一般廃棄物処理基本計画の検証
第2回	平成28年6月30日	・ 一般廃棄物処理基本計画の基礎資料 ・ 新たな施策
第3回	平成28年7月25日	・ 一般廃棄物処理基本計画の目標達成に向けた 重点プロジェクトの選定
第4回	平成28年8月26日	・ 一般廃棄物処理基本計画(骨子案)
第5回	平成28年10月18日	・ 一般廃棄物処理基本計画(素案)
第6回	平成29年1月11日	・ 一般廃棄物処理基本計画(最終) ・ 答申(案)
第7回	平成29年1月25日	・ 答申

● 西東京市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

役 職	氏 名	区 分
会 長	山谷 修作	学識経験者
副会長	一方井 寿子	市民
委 員	三澤 勝巳	学識経験者
委 員	福田 雄二	学識経験者
委 員	池月 恵津子	学識経験者
委 員	平山 喜弘	事業者
委 員	笠原 末雄	事業者
委 員	本橋 栄吉	事業者
委 員	小沼 俊之	事業者
委 員	関野 大樹	関係機関
委 員	草野 恵子	市民
委 員	渡部 千夏	市民
委 員	田中 智子	市民
委 員	斎藤 恵美子	市民
委 員	大沢 道雄	市民

3 用語集

あ行

R P F（固形燃料）

R P F（Refuse Paper&Plastic Fuel の略）で古紙やプラスチックを原料とした高カロリーの固形燃料のこと

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。家庭での日常生活から生じる廃棄物（家庭ごみ）。

一般廃棄物処理計画

廃棄物処理法第 6 条に基づき、区市町村がその区域内の一般廃棄物の適正な処理を行うために定める計画。長期的視点に立った基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、基本計画に基づき年度ごとに定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成される。

エコセメント

ごみの焼却で発生する焼却灰や下水処理によって発生する汚泥等を主な原料として製造されたセメントのこと。

か行

家庭ごみ

一般家庭から排出される「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「有害ごみ」、「資源物」等のこと。

戸別収集

ごみ収集の方式の 1 つで、戸建住宅を対象に各建物の前に排出されたごみを 1 軒ごとに収集する方式のこと。

さ行

最終処分

中間処理によって発生した焼却灰などを埋立処分すること。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法及び政令で定める燃え殻、汚泥、廃油、廃酸等 20 種類の廃棄物及び輸入された廃棄物をいう。

事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物のこと。事業系一般廃棄物と産業廃棄物がある。

資源有効利用促進法

正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 13 年 4 月施行）。

廃棄物（副産物等）の発生抑制、部品等の再使用、使用済み製品等の原材料としての再利用を総合的に推進するために、事業者が取り組むべき事項を定めている。

焼却残渣

廃棄物を焼却処理した後に残る焼却灰等のこと

循環型社会

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会に代わるものとして提示された概念。

製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し（再使用、再生利用、熱回収の順）、最後にどうしても利用できないものは適正な処分を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

循環型社会形成推進基本法

平成 13 年 1 月施行。

循環型社会の実現に向け、国民、事業者、地方公共団体、国の役割を定めている。特に、国民及び事業者の排出者責任を明らかにするとともに、拡大生産者責任の考え方を位置付けたことが特徴となっている。

浄化槽汚泥

水洗式便所と連結して、し尿及び生活雑排水を処理し、下水道以外に放流するための設備を浄化槽といい、そこから発生する汚泥のこと。

食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品。例えば食べ残しや、安売りなどで大量に買ったが食べきれなかった食品（手つかず食品）、野菜の皮を厚くむき過ぎたもの（過剰除去）などといった、本来食べられるのに廃棄される食品のこと。

3 R（リデュース・リユース・リサイクル）

ごみの発生抑制（リデュース：廃棄物になる量を抑制すること）、再使用（リユース：繰り返し使用すること）、再生利用（リサイクル：資源として再び利用すること）を総称して3 R（スリーアール）という。

生活排水

し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をいい、「生活雑排水」とは、生活排水のうちし尿を除くものをいいます。

ゼロエミッション

リサイクルを徹底することで、最終的に廃棄物をゼロにしようとする考え方。

た行

中間処理

可燃ごみの焼却処理や不燃ごみの破碎処理など、ごみを減量・減容すること。鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

は行

廃棄物処理法

正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和46年9月施行）。

高度経済成長に伴い多くの公害問題が顕在化した昭和45年に制定された、廃棄物の処理に関する基本的な制度を定める一般法。

排出原単位

ごみの排出量を1人1日あたりの量に換算した数値をいう。

排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は汚染者負担の原則にある。

フードバンク

包装の傷みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通できなくなった食品を企業等から寄付を受け生活困窮者などに配給をし、食品ロスの削減をすること。

ま・や・ら行

持込ごみ

事業者や区が許可した一般廃棄物処理業者によって、清掃工場や埋立処分場などに直接持ち込まれる事業系一般廃棄物のことをいう。